

# 応募に関する注意事項

## ～公募要領の説明～

2026年2月

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

フロンティア部「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」事務局

e-mail : shouene@nedo.go.jp

本資料は、応募に関して定めている「公募要領」の内、NEDO公募事務局側で特に重要と考えるものをピックアップしたものです。

**応募の際には、本資料に限らず、「公募要領」を必ずご確認ください。**

本資料では、「個別課題推進スキーム」と「重点課題推進スキーム」の2部構成としています。

- 「個別課題推進スキーム」：個別・重点課題共通と個別課題のみ
- 「重点課題推進スキーム」：個別課題との相違点のみ

# 2026年度公募要領の主な変更点



	変更箇所	変更内容
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1. (2) 対象となるエネルギー</li> <li>• 1. (8) 対象となるエネルギー効果量</li> <li>• 1. (9) 対象となる非化石使用量</li> <li>• 3. 省エネルギー効果量 および非化石使用量算定の事前提出</li> <li>• &lt;添付資料1&gt; 省エネルギー効果量 および非化石使用量の算出方法</li> </ul>	<p>非化石エネルギーへの転換に対する技術を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 「非化石使用量」を新たに定義</li> <li>→ 費用対効果に「非化石使用量」を加算</li> <li>→ 非化石転換を含む提案は増エネでも提案可能 ※非化石燃料に係数(0.8)を乗じた値で判定</li> <li>→ 省エネルギー効果量に加えて非化石使用量も算定して事前提出</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1. (3) 技術開発フェーズ</li> </ul>	<p>技術開発費上限、事業期間、事業化目標時期、「フェーズの組み合わせ」の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 技術開発費上限 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 実用化：3億円/年→5億円/年</li> <li>• 実証：5億円/年→10億円/年</li> </ul> </li> <li>→ 事業期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 重点課題フェーズII：5年以内→3年以内</li> </ul> </li> <li>→ 事業化目標時期 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 実証：本開発終了後2年以内→終了後速やかに</li> </ul> </li> <li>→ 「フェーズの組み合わせ」 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 重点課題フェーズII：フェーズIとの組み合わせが必須→単独提案が可能</li> </ul> </li> </ul>
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2. (1) 応募要件</li> <li>• 4. (2) 提出書類</li> </ul>	<p>「GXに係る取組の実施」を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 「CO2排出削減量」(様式9)を提出</li> <li>→ 「GXに係る取組申告書」(様式10)を提出</li> <li>※FS調査、インキュベーション調査研究フェーズは対象外</li> </ul>

# 2026年度公募要領の主な変更点



	変更箇所	変更内容
④	• 4. (1) 提出期限および提出方法	非化石エネルギーへの転換を含む提案の期限を延長 → 転換を含まない提案：3/17（火）正午締切 → 転換を含む提案：6/23（火）正午締切
⑤	• 3.省エネルギー効果量 および非化石使用量算定の事前提出 • 4. (1) 提出期限および提出方法	提出方法の変更 → 事前提出資料：事前提出フォーム→Email → 応募資料：ウェブ入力フォーム（およびe-Rad） → Jグランツ → Jグランツの使用にはGビズIDの「GビズIDプライムアカウント」又は「GビズIDメンバーアカウント」が必要
⑥	• 4. (2) 提出書類 • 4. (3) ⑫GX率先実行宣言に関するエビデンス • 5. (2) 審査基準	GX率先実行宣言をしている場合に加点 → 「GX率先実行宣言参加企業一覧」に掲載されているGX率先実行宣言のPDFファイルを提出
⑦	• 4. (2) 提出書類 • 4. (3) ⑭直近3年分の財務諸表	連結財務諸表の提出を追加 → 連結財務諸表を作成していない場合には、関係会社個社ごとの単体財務諸表の提出を求める場合あり
⑧	• 4. (3) 提案書類の作成	提案書本文（様式1）のページ数変更 → FS調査フェーズ：10ページ→8ページ

# 2026年度公募要領の主な変更点



	変更箇所	変更内容
⑨	• 5. (1) 審査の方法	プレゼンテーション審査の内容、審査のプロセスを追加 → GXの実現に向けた研究成果の社会実装へのコミットについても審査 → 経済産業省とNEDOにて合議し採否を決定
⑩	• <添付資料4> 企業種別の定義	「中堅企業」定義の更新（資本金の条件を削除） → 常時使用する従業員の数が2,000人以下

# 公募要領 目次



1. 事業内容および公募対象
2. 応募要件・実施要件等
3. 省エネルギー効果量  
および非化石使用量算定の事前提出
4. 応募方法
5. 採択先の選定
6. その他重要事項・留意事項
7. 問い合わせ先
8. その他
9. 掲載資料

## 【別紙】 その他重要事項・留意事項

1. 応募にあたっての留意事項
2. 事業運営および実施に係る各種手続き
3. 法令遵守、研究不正への対応

## <添付資料 1>

省エネルギー効果量

および非化石使用量の算出方法

(別表 1) エネルギー源別発熱量一覧表

## <添付資料 2> 「重要技術」一覧

## <添付資料 3> 「補助事業」のポイント

## <添付資料 4> 企業種別の定義

※ 個別課題推進スキーム、重点課題推進スキーム固有の要件等については、それぞれ見出しに【個別】、【重点】を記載し区別します。記載のない項目は両スキーム共通の内容となっております。

# 公募要領

## 個別課題推進スキーム

※特筆事項がない限り、重点課題推進スキームと共通

# 受付期間・問い合わせ先

2026年度

## 脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の 研究開発・社会実装促進プログラム 公募要領

※（注意）本公募では提案内容により、省エネルギー効果量および非化石使用量の**事前提出期間**および**公募締切**が異なります。

### ■省エネルギー効果量および非化石使用量の事前提出期間（必須）

E-mail に必要情報を記入し、提出書類を添付のうえ提出してください。

非化石エネルギーへの転換を含まない提案：2026年2月9日（月）～2026年3月10日（火）正午

非化石エネルギーへの転換を含む提案：2026年2月9日（月）～2026年6月16日（火）正午

提出先（E-mail）：[shouene@nedo.go.jp](mailto:shouene@nedo.go.jp)

### ■応募書類受付期間

以下のJ Grantsから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。

非化石エネルギーへの転換を含まない提案：2026年2月9日（月）～2026年3月17日（火）正午

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDWnvMAH?wfid=a0XJ2000006cN5sMAE>

非化石エネルギーへの転換を含む提案：2026年2月9日（月）～2026年6月23日（火）正午

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDWnvMAH?wfid=a0XJ2000006evNgMAI>

### <お問い合わせ>

「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・  
社会実装促進プログラム」2026年度公募事務局  
電子メールアドレス：[shouene@nedo.go.jp](mailto:shouene@nedo.go.jp)

【注意】お問い合わせは必ず電子メールでお願いします。

### ■ 省エネ効果量および非化石使用量の 事前提出期間（必須）

<非化石エネルギーへの**転換を含まない**提案>

2026年2月9日（月）～2026年3月10日（火）正午

<非化石エネルギーへの**転換を含む**提案>

2026年2月9日（月）～2026年6月16日（火）正午

### ■ 応募書類受付期間

<非化石エネルギーへの**転換を含まない**提案>

2026年2月9日（月）～2026年3月17日（火）正午

<非化石エネルギーへの**転換を含む**提案>

2026年2月9日（月）～2026年6月23日（火）正午

※本資料に記載している日時は全て日本時間です。

### <問い合わせ先>

「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・  
社会実装促進プログラム」事務局

[shouene@nedo.go.jp](mailto:shouene@nedo.go.jp)

# Jグランツでの公募受付について

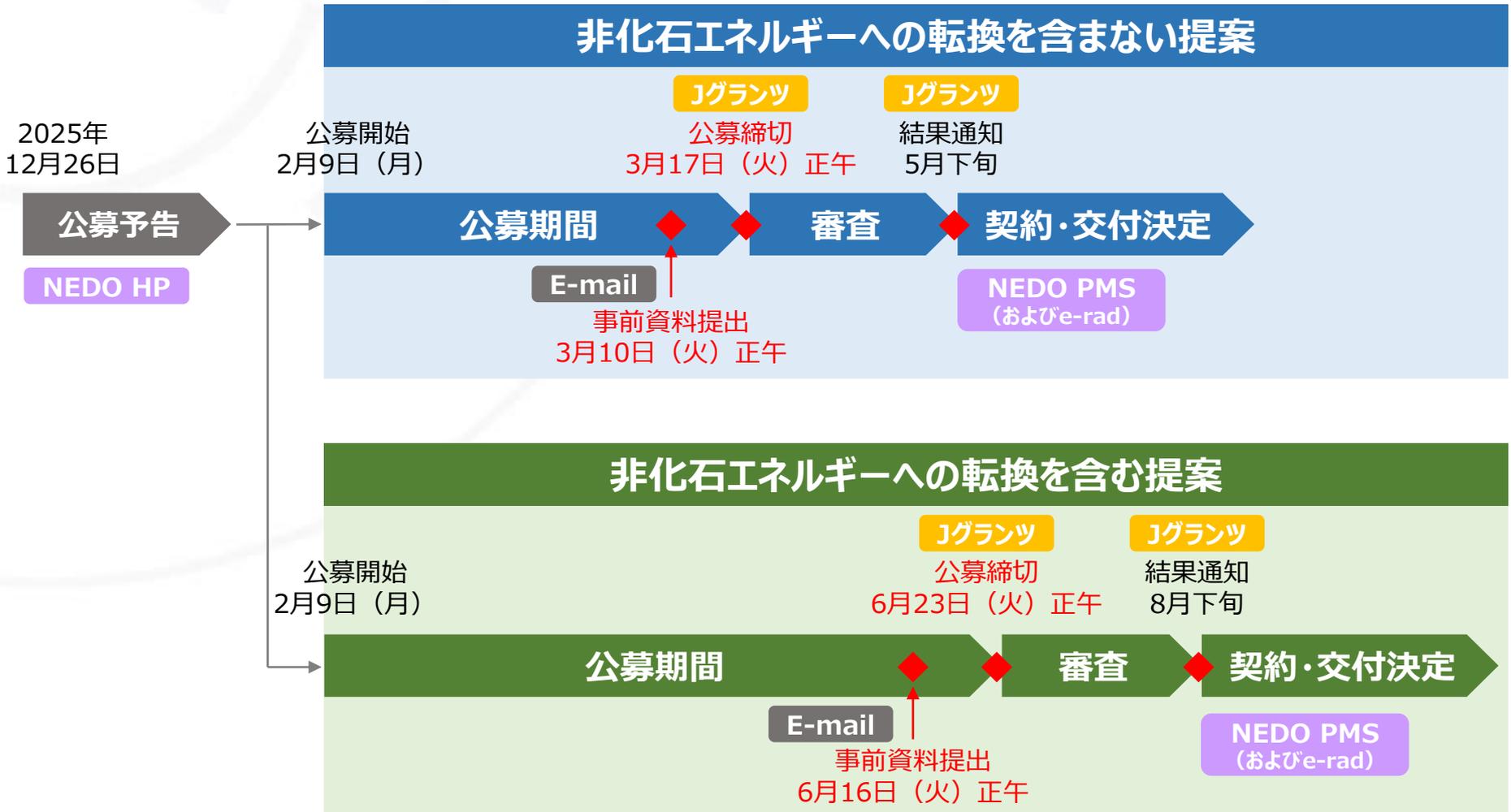
- NEDOでは2025年12月に開始する公募から**Jグランツ**での応募受付を行います。
- Jグランツはデジタル庁が運営する補助金等の申請システムです。
- Jグランツを利用する範囲は、**申請受付～採択・不採択通知（選考結果の通知）**です。結果の通知後は、NEDOプロジェクトマネジメントシステムをご利用いただきます。

2025年12月～(Jグランツ利用開始)



※e-Radは、申請のタイミングが変わります。

# 公募に関するスケジュールについて



## (2) 対象となる「エネルギー」

### ● エネルギー使用量削減、 非化石エネルギーへの転換に対する技術に対し補助

#### (2) 対象となる「エネルギー」

本事業では、2023年4月1日に施行された「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」(以下、「省エネ法」という。)に規定する「**エネルギー(燃料、熱、電気)**」の大幅な使用量削減が見込まれる**技術の開発、非化石エネルギーへの転換等に対する技術に対し補助**します。ただし省エネ法では、非化石エネルギーも含めたエネルギー全体の使用の合理化を図る必要があるとしており、このため本事業では**エネルギー全体の使用の合理化が伴わない非化石エネルギーへの転換等は対象外とします**。例えば、①非化石エネルギーに転換した際に増エネになるもの(ただし、非化石燃料の使用量については補正係数「0.8」を考慮して計算する)、②使用エネルギーの一部を単に風力、太陽光等の再生可能エネルギーで代替するもの、③化学品製造の原料として用いる化石資源の削減、④原子力発電などは対象としません。

また、使用の合理化の対象となるものは、「**(別表1) エネルギー源別発熱量一覧表**」を参照ください。この表に載っていない原油換算での省エネルギー効果量算出が困難な再生可能エネルギー(風力、太陽光発電など)の効率性向上は対象外となります。

省エネ法の詳細に関しては、経済産業省資源エネルギー庁の下記ウェブサイトを参照してください。

【参考】省エネ法の改正(令和4年度)

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/overview/amendment/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/amendment/)

# 1. 事業内容および公募対象



## (4) 技術開発フェーズの組み合わせおよび事業期間中の審査

(4) 技術開発フェーズの組み合わせおよび事業期間中の審査（一部、**【重点】**の内容を含む）

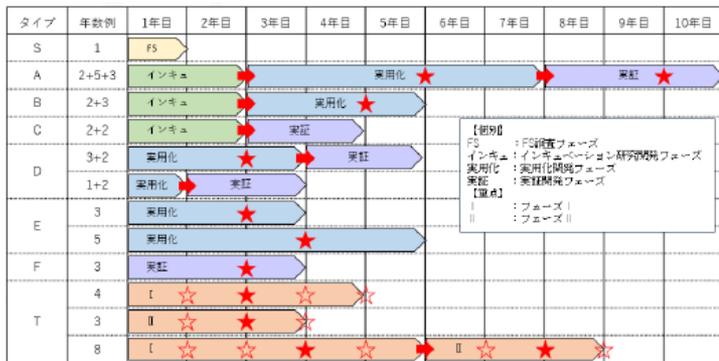
技術開発フェーズは下記条件の範囲で組み合わせることが可能です。なお、採択に当たり、**提案と異なるフェーズでの採択を条件として付す場合があります。**

- ① FS 調査フェーズは、組み合わせ不可です。
- ② インキュベーション研究開発フェーズは実用化開発フェーズ、実証開発フェーズ又はその両方と組み合わせることが必須です。
- ③ 実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームのフェーズⅠとⅡは、単独フェーズの場合は2年以上の事業期間である必要がありますが、他のフェーズと組み合わせる場合は事業期間1年での提案が可能です。

応募タイプは下記8タイプから選択ください。

- タイプS：「FS 調査フェーズ」
- タイプA：「インキュベーション研究開発フェーズ」＋「実用化開発フェーズ」＋「実証開発フェーズ」
- タイプB：「インキュベーション研究開発フェーズ」＋「実用化開発フェーズ」
- タイプC：「インキュベーション研究開発フェーズ」＋「実証開発フェーズ」
- タイプD：「実用化開発フェーズ」＋「実証開発フェーズ」
- タイプE：「実用化開発フェーズ」
- タイプF：「実証開発フェーズ」
- タイプT：「重点課題推進スキーム」

応募タイプの組み合わせ例、および事業期間中の審査を以下の図に示します。



個別課題推進スキームでは、同一フェーズ3年以上で「中間評価委員会」、フェーズ移行時に「ステージゲート審査委員会」を実施し、事業継続の可否についてNEDOが決定します。また、事業の進捗状況等によっては、「技術評価委員会」を開催し、同様に継続か非継続かについてNEDOが決定します。なお、事業継続にあたっては、NEDOから条件を付す場合があります。

重点課題推進スキームでは、上記に加えて、原則毎年度末に有識者で構成する「技術委員会」にて事業の進捗状況を報告していただきます。ただし、NEDOが不要と認めた場合はその限りではありません。（詳細は「【別紙】2. 事業運営および実施に係る各種手続き」参照）

- **FS 調査**  
他フェーズとの**組み合わせ不可**
- **インキュベーション研究開発**  
他のフェーズとの**組み合わせが必須**
- **実用化開発・実証開発**  
「実用化開発」および「実証開発」フェーズは、単独の場合、**事業期間2年以上が必要**。他フェーズと組み合わせる場合、**事業期間1年での申請が可能**

- **同一フェーズ3年以上の場合**  
3年又は4年事業は2年目終了前に、5年の事業は3年目終了前に「**中間評価**」を実施
- **フェーズを組み合わせた場合**  
現フェーズ終了前に「**ステージゲート審査**」を実施

# 1. 事業内容および公募対象



## (5) 対象となる「重要技術」

### (5) 対象となる「重要技術」

経済産業省資源エネルギー庁およびNEDOが策定した「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略2024」は、本文、重要技術マップ、ロードマップの3部から構成されており、加えて参考資料として技術シートがあります。本事業への応募対象となるのは、原則、下図および「<添付資料2>「重要技術」一覧」に示す通り、重要技術マップに掲げられた「重要技術」に該当する提案となります。

なお、「重要技術」に該当しない技術に関する提案を予定している場合は、「3. 省エネルギー効果量および非化石使用量算定の事前提出」に記載の必要事項を記入の上、同期限までに提出してください。応募の可否をNEDOにて総合的に判断します。



### 「重要技術」に該当しない技術に関する提案

・「3. 省エネルギー効果量および非化石使用量算定の事前提出」に必要事項を記入し、期日までにNEDOに提出

⇒ 応募の可否をNEDOで総合的に判断

「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略2024」における本文、技術マップ、ロードマップ、技術シートの詳細は、下記のウェブページ掲載資料を参照してください。

【参考】省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略2024

[https://www.nedo.go.jp/library/energy\\_conserv\\_tech\\_strat.html](https://www.nedo.go.jp/library/energy_conserv_tech_strat.html)

# 1. 事業内容および公募対象

## (6) 省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術

### (6) 【個別】省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術

個別課題推進スキームでは、「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略 2024」の本文に定めた「省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術」として、「家庭の熱需要の省エネルギーに資する技術」、「熱の有効利用による省エネルギー技術（未利用熱の循環利用を促進するための関連技術を含む）」、「データ処理の高効率化関連技術（データセンター関連技術を含む）」、「自動車のエネルギー消費効率等向上に資する技術」、「AI/IoT等のデジタル化技術の利活用」を、「(5) 対象となる「重要技術」」の中でも重点的に採択します。

なお、「省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術」と「重要技術」の関係は、公募ウェブサイトの公募説明会資料および提案書ファイルBの欄外をご参照ください。

### 「重要技術」の内、以下に該当する提案は、重点的に採択する

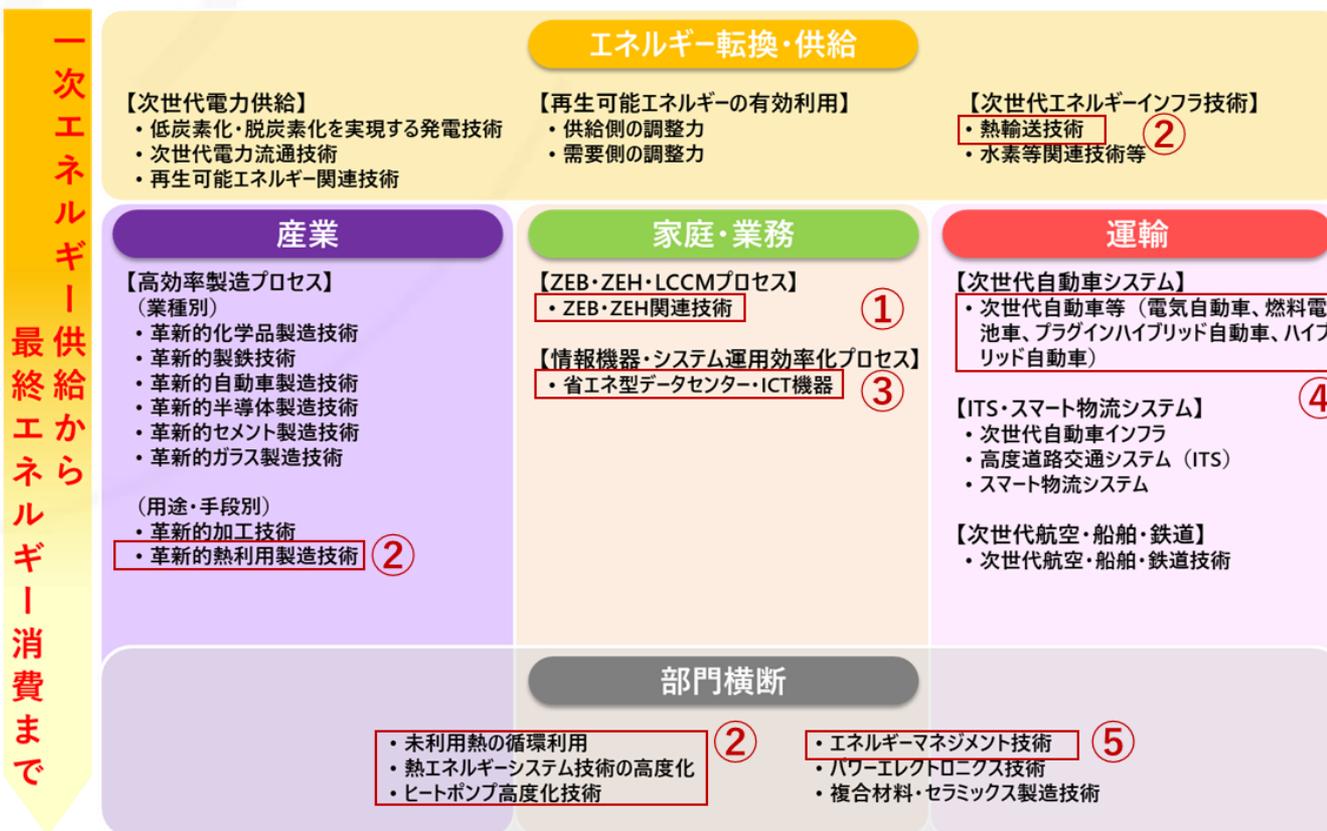
- 家庭の熱需要の省エネルギーに資する技術
- 熱の有効利用による省エネルギー技術  
(未利用熱の循環利用を促進するための関連技術を含む)
- データ処理の高効率化関連技術  
(データセンター関連技術を含む)
- 自動車のエネルギー消費効率等向上に資する技術
- AI/IoT等のデジタル化技術の利活用

※「省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術」と「重要技術」の関係については、次頁で参照



### 重点的に採択する5つの技術

- 家庭の熱需要の省エネルギーに資する技術 : 下図 ① (内、**高効率給湯器に資する技術**)
- 熱の有効利用による省エネルギー技術 : 下図 ② (含、**未利用熱の循環利用を促進するための関連技術**)
- データ処理の高効率化関連技術 : 下図 ③ (含、**データセンター関連技術**)
- 自動車のエネルギー消費効率等向上に資する技術 : 下図 ④
- AI/IoT 等のデジタル化技術の利活用 : 下図 ⑤ (内、**工場等の生産現場の効率向上に資する技術**)





## (8) 対象となる省エネルギー効果量

### (8) 対象となる省エネルギー効果量

本事業に応募するためには、国内において「2040年度時点で10万kL/年以上」の省エネルギー効果量（原油換算値）が見込まれることを要件としています。

ただし、省エネルギーに有効な技術開発を広く募集する観点から、個別課題推進スキームの各フェーズでは、省エネルギー効果量が10万kL/年に満たない場合でも提案は可能とします。特に、実用化開発フェーズと実証開発フェーズに対しては、費用対効果（技術開発費に対する2040年度時点の省エネルギー効果量と後述の非化石使用量の合計）を勘案して採否を判断します。費用対効果については、「[\(10\) 省エネルギー効果量が10万kL/年に満たない場合の費用対効果の考え方](#)」を参照してください。

また、2040年度にいたる省エネルギー効果量の推移を把握するために、製品化の後、販売開始から3年後の時点での省エネルギー効果量を提案書に記載してください。

※省エネルギー効果量の計算方法は「[<添付資料 1> 省エネルギー効果量および非化石使用量の算出方法](#)」を参照してください。

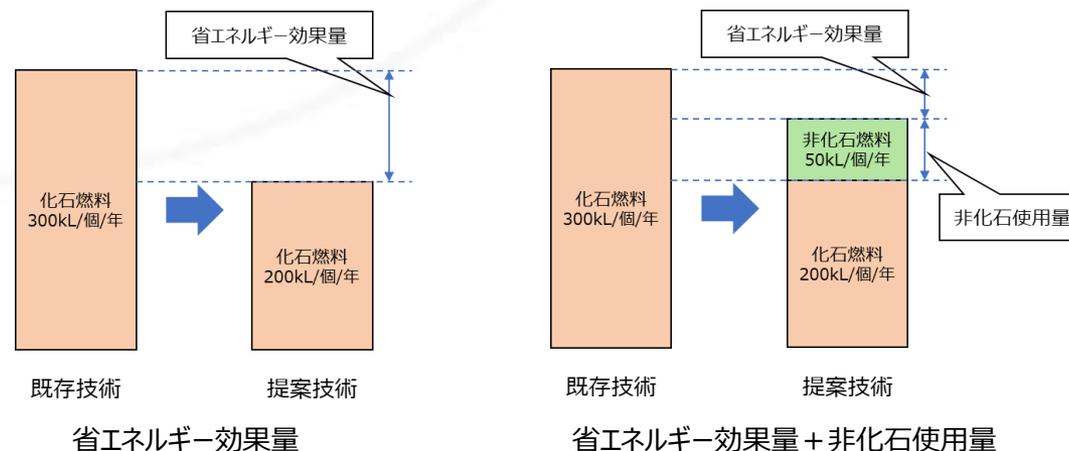
※海外での省エネルギー効果量があれば、参考として国内分とは別に記載してください。

### 個別課題推進スキーム

省エネルギー効果量が  
**10万kL/年未満**の場合でも提案可能  
(次ページ以降参照)

以下を提案書に記載

- ・省エネルギー効果量と非化石使用量、それらの合計
- ・2040年度時点
- ・販売開始から3年後時点

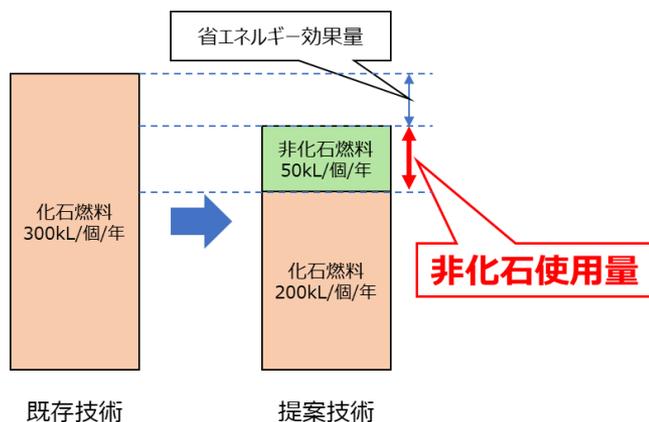


## (9) 対象となる非化石使用量

### 『非化石使用量』の定義

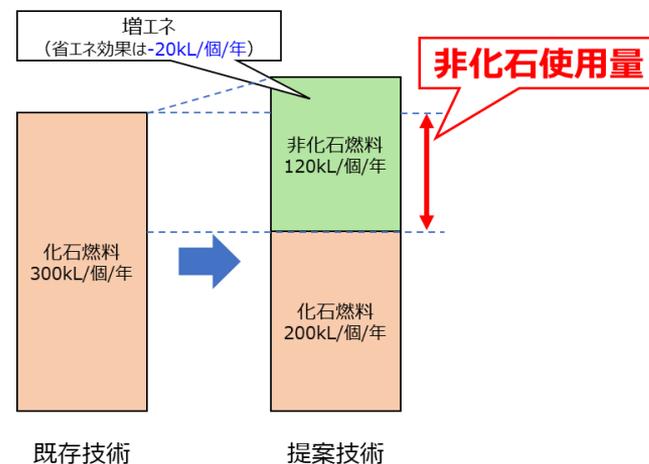
“非化石エネルギーに転換した部分に相当する化石エネルギーの使用量”

・非化石エネルギーへの転換により  
エネルギー使用量が**減少**するケース



①省エネルギー効果量	50kL/個/年
②非化石使用量	50kL/個/年
①+②	100kL/個/年

・非化石エネルギーへの転換により  
エネルギー使用量が**増加**するケース



①省エネルギー効果量	-20kL/個/年
②非化石使用量	100kL/個/年
①+②	80kL/個/年

# 1. 事業内容および公募対象

## (9) 対象となる非化石使用量

### (9) 対象となる非化石使用量

化石エネルギーを非化石エネルギーに転換する提案については、非化石使用量（原油換算値）の算出が必要です。非化石使用量は、非化石エネルギーに転換した部分に相当する化石エネルギーの使用量と定義します。本事業では、増エネにならないことが応募要件ですが、省エネ法において、係数（0.8）を乗じることとしていることから、本事業においても、非化石燃料に係数（0.8）を乗じた使用量が、事業前後で増加していなければ、増エネではないとします。

増エネとならない場合の計算式は以下のとおりです。

$$\text{【既存技術】化石燃料使用量} \geq \text{【提案技術】化石燃料使用量} + (\text{非化石燃料使用量} \times 0.8)$$

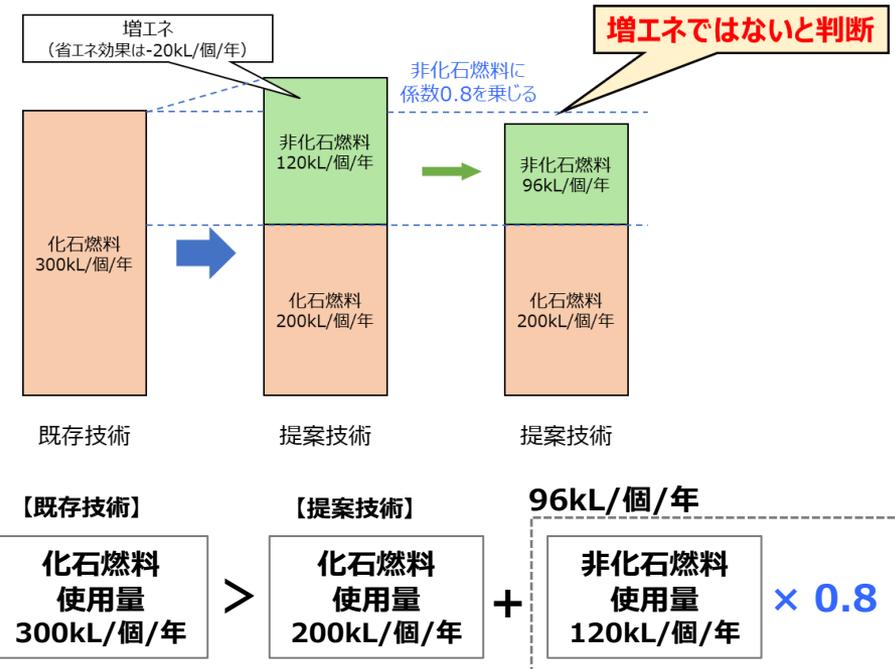
また、非化石エネルギーへの転換が含まれる場合について、省エネルギー効果量と非化石使用量の関係を図（原油換算値）で示します。

※非化石使用量の計算方法は「[添付資料1>省エネルギー効果量および非化石使用量の算出方法](#)」を参照してください。

※図の(2)では、非化石エネルギーの使用量と非化石使用量は異なるのでご注意ください。

### 化石燃料を非化石燃料に転換する提案の増エネ判断について

※非化石燃料に係数（0.8）を乗じた使用量が、提案前後で増加していなければ、増エネではないと判断して応募可能

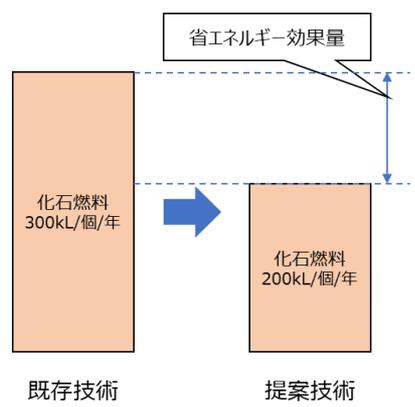


# 1. 事業内容および公募対象

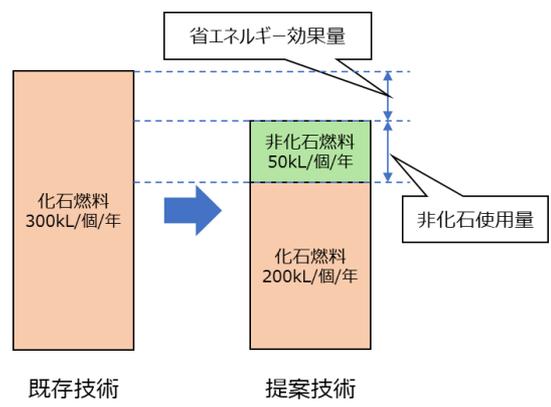
## (9) 対象となる非化石使用量

(参考)想定される省エネルギー効果量と非化石使用量の組み合わせパターン

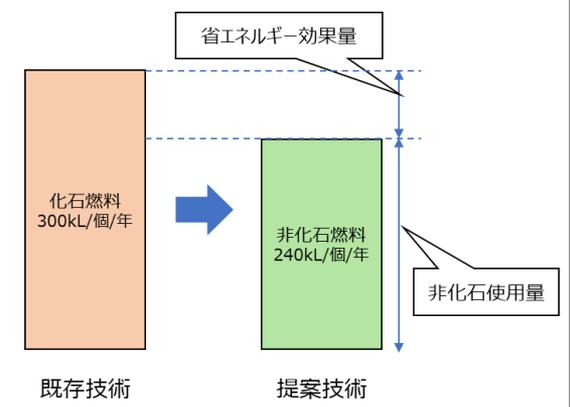
### パターン (1)



### パターン (2)



### パターン (3)



①省エネルギー効果量	100kL/個/年
②非化石使用量	—
①+②	100kL/個/年

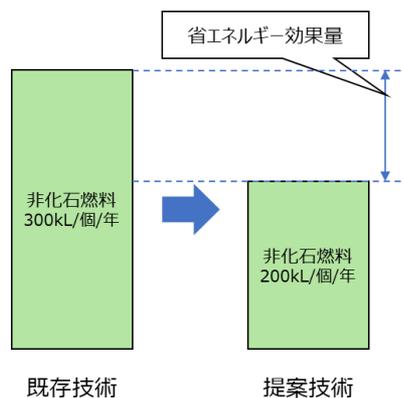
①省エネルギー効果量	50kL/個/年
②非化石使用量	50kL/個/年
①+②	100kL/個/年

①省エネルギー効果量	60kL/個/年
②非化石使用量	240kL/個/年
①+②	300kL/個/年

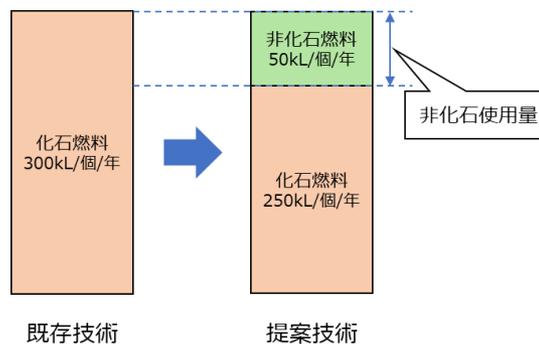
## (9) 対象となる非化石使用量

(参考)想定される省エネルギー効果量と非化石使用量の組み合わせパターン

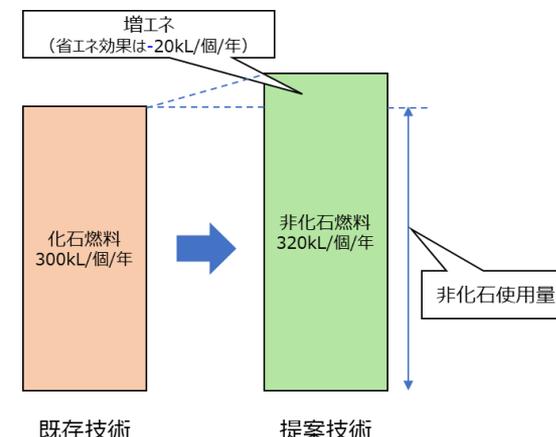
パターン (4)



パターン (5)



パターン (6)



①省エネルギー効果量	<b>100kL/個/年</b>
②非化石使用量	—
①+②	<b>100kL/個/年</b>

①省エネルギー効果量	—
②非化石使用量	<b>50kL/個/年</b>
①+②	<b>50kL/個/年</b>

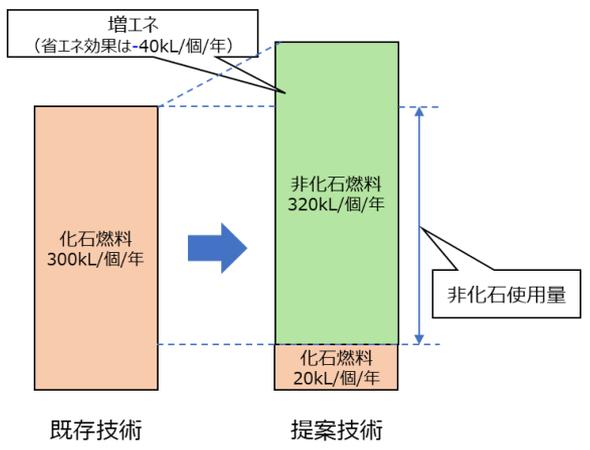
①省エネルギー効果量	<b>-20kL/個/年</b>
②非化石使用量	<b>300kL/個/年</b>
①+②	<b>280kL/個/年</b>

# 1. 事業内容および公募対象

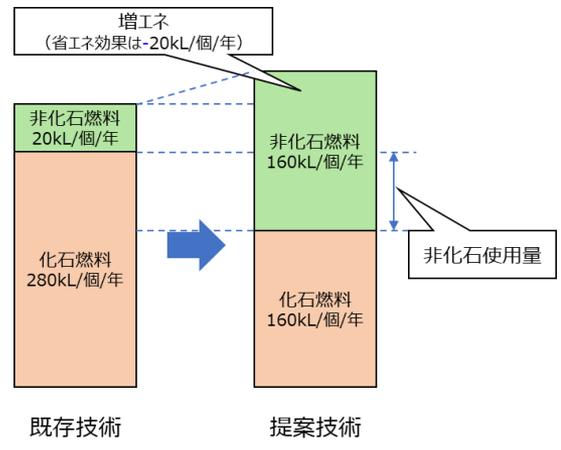
## (9) 対象となる非化石使用量

(参考)想定される省エネルギー効果量と非化石使用量の組み合わせパターン

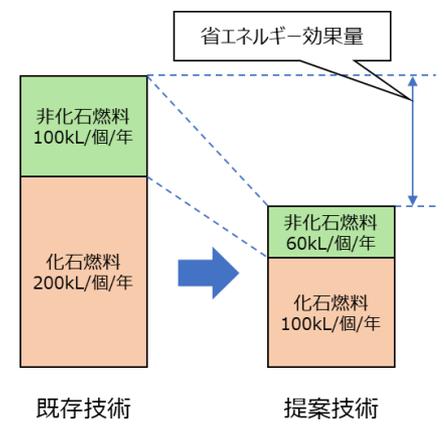
パターン (7)



パターン (8)



パターン (9)



①省エネルギー効果量	<b>-40kL/個/年</b>
②非化石使用量	<b>280kL/個/年</b>
①+②	<b>240kL/個/年</b>

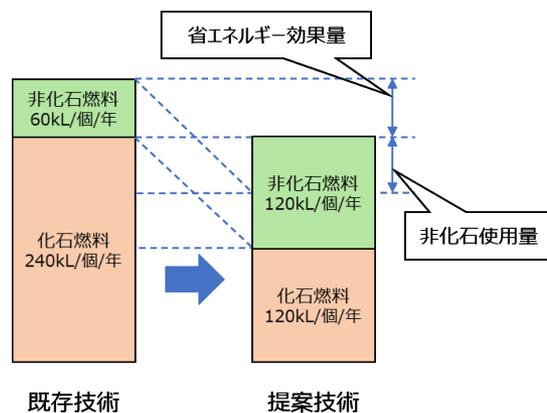
①省エネルギー効果量	<b>-20kL/個/年</b>
②非化石使用量	<b>120kL/個/年</b>
①+②	<b>100kL/個/年</b>

①省エネルギー効果量	<b>140kL/個/年</b>
②非化石使用量	-
①+②	<b>140kL/個/年</b>

## (9) 対象となる非化石使用量

(参考) 想定される省エネルギー効果量と非化石使用量の組み合わせパターン

### パターン (10)



①省エネルギー効果量	60kL/個/年
②非化石使用量	60kL/個/年
①+②	120kL/個/年

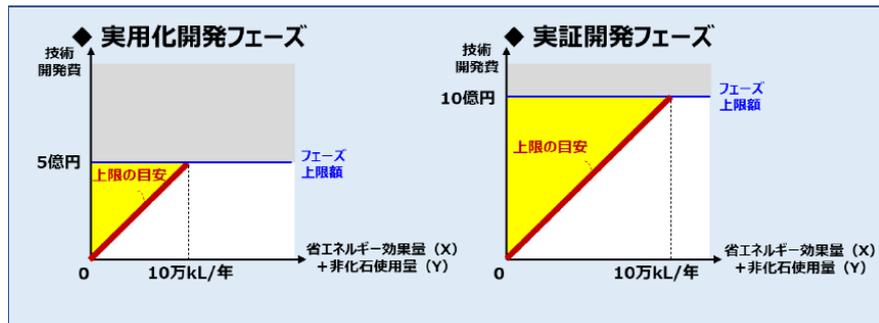
# 1. 事業内容および公募対象

## (10) 省エネルギー効果量が10万kL/年に満たない場合の費用対効果の考え方

(10)【個別】省エネルギー効果量が10万kL/年に満たない場合の費用対効果の考え方  
(実用化開発フェーズ・実証開発フェーズ)

実用化開発フェーズと実証開発フェーズでは、下図に示すように、提案技術の2040年度時点の省エネルギー効果量と非化石使用量の合計に応じて、1年あたりの技術開発費上限の目安が減少します。

- (i) 省エネルギー効果量が10万kL/年を超えている場合  
1年あたりの技術開発費の上限は、各フェーズの上限額と同じです。
- (ii) 省エネルギー効果量が10万kL/年に満たない場合  
1年あたりの技術開発費上限の目安は、省エネルギー効果量と非化石使用量の合計によって変動します。例えば、省エネルギー効果量がX万kL/年、非化石使用量がY万kL/年の場合、各フェーズの上限額に $(X+Y)/10$ を乗じた金額を、1年あたりの技術開発費上限の目安とし、いずれかの年度において技術開発費が上限の目安を超える場合、費用対効果を踏まえた上で総合的に採否を判断します。



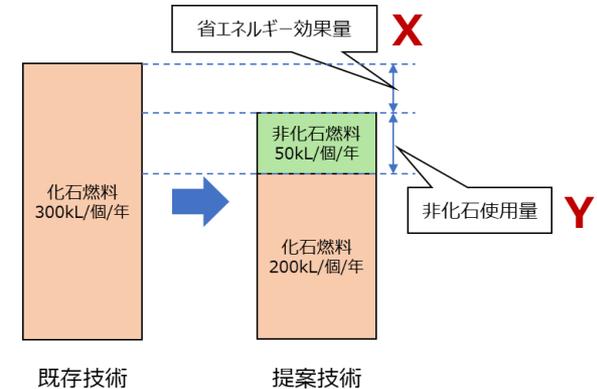
省エネルギー効果量と非化石使用量に関する費用対効果

なお、費用対効果に関して不明な点がある場合は、事前にご相談ください。

※ **実用化開発フェーズ、  
実証開発フェーズのみに適用**

**2040年度時点の省エネルギー効果量をX万kL/年、非化石使用量をY万kL/年とする場合**

⇒ **各フェーズの上限額に $(X+Y)/10$ を乗じた金額を、1年あたりの技術開発費上限の目安 (左図赤線)**



**例) 実用化開発で、省エネ効果量と非化石使用量の合計が5万kL/年の場合**

⇒ **技術開発費上限：2.5億円/年**

✓ **いずれかの年度において技術開発費が上限の目安を超える場合(上図黄色部)、費用対効果(技術開発費に対する2040年度時点の省エネルギー効果量)を踏まえた上で総合的に採否を判断する。**

✓ **費用対効果に関してご不明な点がある場合は、事前にご相談ください。**

## 2. 応募要件・実施要件等



### (1) 応募要件

⑥ 本邦の企業・大学等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業・大学等（研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外の企業・大学等との連携が必要な場合は、国外の企業・大学等も参画する形で実施することができる。

⑦ 実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームについては、補助事業の実施を通じ、「GX リーグ参画企業に求める取組 (<https://gx-league.go.jp/rules/>)」と同様のGXに係る取組を実施することを想定し、現在実施している内容および交付決定した場合において実施する内容を様式10の「GXに係る取組申告書」に記載し、これを提出すること。また、「GXに係る取組申告書」には、補助事業の実施による脱炭素（CO<sub>2</sub>削減）効果や目標、それらを定量的に把握するための方法等について記載すること。

- **本邦の企業・大学等で日本国内に研究開発拠点を有していることが応募要件**  
※ 国外の企業・大学等も参画する形で実施は可能

- (実用化フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームのみ)**
- **GXに係る取組を「GXに係る取組申告書」(様式10)に記載して提出**

⇒「GXリーグ参加企業に求める取組」と同様の取組が必要  
<https://gx-league.go.jp/rules/>

- ・脱炭素（CO<sub>2</sub>削減）効果、目標
- ・それらを定量的に把握するための方法など



## (7) GXに関する取組への対応（実用化フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームのみ）

(7) GXに関する取組への対応（実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームのみ）

\*以下 A および B の温室効果ガス排出削減のための取組を実施する必要があります。ただし、温暖化対策法における算定報告制度に基づく 2020 年度 CO<sub>2</sub> 排出量が 20 万 t 未満の企業および中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これらに替えることができます。

A：2025 年度以前分の排出実績に関する実施内容

以下 (i)、(ii) の温室効果ガス排出削減のための取組を実施することが必要です。  
なお、GX リーグに参加する場合は、これらの取組を実施するものとみなします。

(i) 提案技術に関して、国内における Scope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する CO<sub>2</sub> 排出削減目標を販売開始から 3 年後の時点および 2030 年度について設定し、事業実施期間が含まれる年度分の排出実績および目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表してください。

（注）第三者検証については、「GX リーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

(ii) (i) で掲げた目標を達成できない場合には J クレジット又は JCM その他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は、未達理由を報告・公表してください。

B：2026 年度以降分の排出実績に関する実施内容

2026 年度以降分の排出実績に関しても、A と同様の内容を実施すること。ただし、現在検討が進められている 2026 年度以降の GX リーグ等の内容次第で、2026 年度以降分の排出実績における A の (i) (ii) 相当の要件については変更となる可能性があることに注意すること。

\*本事業を通じて自社の経営革新にコミットしていけるよう、計画を示してください。

\*賃上げ等、必要な人材の確保に向けた取組を進めてください。

上記 3 つの\*については、様式 10 の「GXに係る取組申告書」の「4. 現在の GX に係る取組の実施状況」および「5. 経営革新へのコミットメントについて」に記載してください。

（実用化フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームのみ）

以下のGXに関する取組への対応が必要（様式10に記入）

■ 温室効果ガス排出削減のための取組  
（※GXリーグに参加する場合は不要）

(i) Scope1およびScope2のCO<sub>2</sub>排出削減目標の設定、排出実績と進捗状況の報告・公表  
※「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること

< (i) で掲げた目標が達成できない場合 >

(ii) Jクレジット、JCMなどの国内温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達  
または、未達理由を報告・公表

■ 本事業を通じて自社の経営革新にコミットしていけるように計画を示すこと  
■ 賃上げ等、必要な人材の確保に向けた取組

※「GXに係る取組申告書」（様式10）には経営層の直筆サインが必要です。

### (3) 実施体制

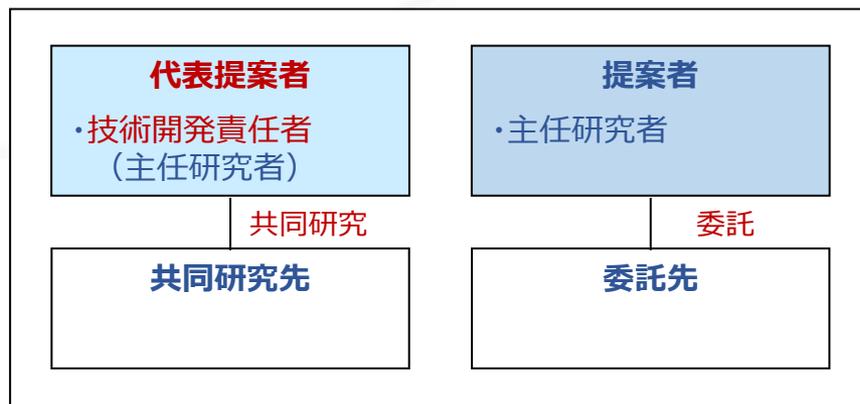
#### (3) 実施体制（一部、【重点】の要件を含む）

- ① すべてのフェーズにおいて、企業が補助先に含まれている必要があります。
- ② 技術開発責任者を実施体制内で1名置いてください。技術開発責任者は、技術開発全体のとりまとめの他、NEDOとの調整および委員会等での進捗状況報告を担当していただきます。なお、技術開発責任者は主任研究者候補（委託先、共同研究先を除く）から選出してください。（※）
- ③ 複数の法人で応募される場合、各法人における役割分担および各々の技術開発費を明確にしてください。
- ④ 国立研究開発法人および大学等から民間企業への委託等（委託先又は共同研究先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則として認めません。
- ⑤ 大学等の単独提案は、原則として認めません。
- ⑥ 【重点】事業期間内に2社以上の企業が補助先として参画することが必要です。
- ⑦ 【重点】開発成果の普及を主導する組織、団体等を実施体制に含めてください。

- 1名の  
**技術開発責任者(FS調査責任者)**  
を選出

- 技術開発責任者は、主任研究者候補(委託先、共同研究先は除く)から選出

#### 例：連名提案の場合



- 学術機関等から民間企業への委託・共同研究は**原則不可**
- 実施体制が大学等のみで構成される提案は**原則不可**

## 2. 応募要件・実施要件等

### (3) 実施体制



#### ※主任研究者、技術開発責任者、委託、共同研究

##### ※主任研究者、技術開発責任者、委託、共同研究

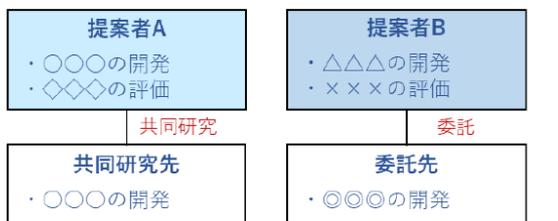
###### <主任研究者、技術開発責任者および代表提案者>

- ・主任研究者：補助事業の遂行を管理し、所属法人に関する各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う補助事業を遂行する際の責任者です。
- ・技術開発責任者：定義は上記の通りです。なお、技術開発責任者が所属する法人を「代表提案者」と呼称します。

###### <委託・共同研究の違いおよび要件>

- ・委託：提案者と異なる研究開発項目を実施することです。補助事業者（提案者）と委託先になる企業・大学等との間で技術開発の一部について委託契約等を結んでいる、又は将来そのような契約等を結ぶ必要があります。
- ・共同研究：提案者と同じ研究開発項目を実施することです。補助事業者（提案者）と共同研究先になる企業・大学等との間で技術開発の一部について共同研究又は研究協力等の契約を結んでいる、又は将来そのような契約等を結ぶ必要があります。

上記の違いを図示すると下の図のとおりです。



- 共同研究(例：図中「○○○」)  
⇒ 提案者と同じ研究開発項目を実施
- 委託(例：図中「◎◎◎」)  
⇒ 提案者と異なる研究開発項目を実施

- 主任研究者  
補助事業の遂行を管理
- 技術開発責任者  
定義は主任研究者の通り  
技術開発責任者が所属する法人  
を「代表提案者」と呼称
- 委託  
提案者と異なる研究開発項目を実施
- 共同研究  
提案者と同じ研究開発項目を実施

### (4) 補助対象費用

#### (4) 補助対象費用

- ① 補助の対象となる費用は、「課題設定型産業技術開発費補助金交付規程」第6条に示すとおりです。概略を以下の表に示します。

費目	細目
I. 機械装置等費	1. 土木・建築工事費 2. 機械装置等製作・購入費 3. 保守・改造修理費
II. 労務費	1. 研究員費 2. 補助員費
III. その他経費	1. 消耗品費 2. 旅費 3. 外注費 4. 諸経費
IV. 委託費・共同研究費	1. 委託先・共同研究先費 2. 学術機関等に対する共同研究費

- ② 消費税は補助対象外です。  
③ 研究員費（労務費）は、原則として健保等級により算定します。

(後略)

#### ■ 補助の対象となる費用は、**当該事業の研究開発に直接関わる経費**

- I. 機械装置等費
- II. 労務費
- III. その他経費
- IV. 委託費・共同研究費

#### ■ **消費税は補助対象外**

#### ■ **研究員費（労務費）は、原則健保等級により算定**

## 2. 応募要件・実施要件等

### (4) 補助対象費用

#### 委託研究費・共同研究費について

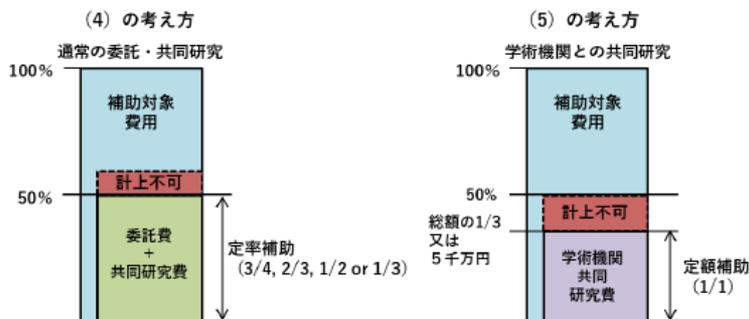


#### (4) 補助対象費用

(中略)

- ④ 委託先又は共同研究先がある場合には、委託費と共同研究費の合計額を補助事業者毎の年間技術開発費（補助対象費用）の50%未満とすることが必要です。(※)
- ⑤ 補助事業者（提案者）が学術機関（国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人）等と共同研究を実施する場合には、同交付規程第6条第2項に基づき、当該共同研究費については定額補助します。(※)
- ⑥ 補助事業者と委託先又は共同研究先との契約においては、委託又は共同研究に係る費用を補助事業者が全額負担（消費税を含む）する契約としてください。

※上記④、⑤項の内容を図示すると、それぞれ下記左図、右図のとおりです。



「定額補助」とは当該経費に補助率を乗じないで補助することです（NEDOがこの共同研究費を各技術開発フェーズの補助率に関わらず100%負担します）。補助事業者毎の年間技術開発費の1/3又は5千万円のいずれか低い額が上限となります。定額補助の対象となる学術機関等に対する共同研究費の総額は、この上限を超過できません。「定額補助」は、補助事業者が学術機関等と共同研究をする場合に限られます。例えば、学術機関等が補助事業者（提案者）となる場合や、補助事業者（提案者）が学術機関等に技術開発の一部を委託する場合は、定額補助とはなりませんので注意してください。

■ 委託・共同研究費は、補助事業者ごとの  
**年間技術開発費の50%未満**

■ 共同研究先が学術機関等の場合、  
費用は**NEDOが100%補助**

※上限あり：「補助事業者ごとの年間  
技術開発費の1/3」、又は「5,000万  
円」のいずれか低い額

■ 提案者と委託・共同研究先間の契約に  
おいて、費用は**提案者が全額負担（消  
費税込）する契約**とすること

# 3. 省エネルギー効果量および非化石使用量算定の事前提出



## (1) 提出期限および提出方法

### 3. 省エネルギー効果量および非化石使用量算定の事前提出

#### (1) 提出期限および提出方法

省エネルギー効果量および非化石使用量の算定根拠や考え方については、事前提出の上、NEDOの確認を受ける必要があります。「[3.省エネルギー効果量および非化石使用量算定の事前提出](#) (2) 提出書類」を参照の上、必要事項を記入し、期限までにE-mailにて提出してください。なお、持参、郵送又はFAXによる提出は原則受付ません。ただし、公募事務局から別途指示があった場合は、この限りではありません。NEDOの確認後、E-mailに確認結果を送ります。なお、NEDO確認後も、省エネルギー効果量および非化石使用量の記載情報の変更は可能です。

また、「重要技術」に該当しない技術に関する提案を予定している場合も、本事前提出に合わせて確認を行います。下記【提出方法】の入力項目⑥でその旨記載ください。応募の可否をNEDOにて総合的に判断します。

#### 【事前提出期限】

当該提案について以下の日程までに提出してください。

<非化石エネルギーへの転換を含まない提案>

2026年2月9日(月)～2026年3月10日(火) 正午

<非化石エネルギーへの転換を含む提案>

2026年2月9日(月)～2026年6月16日(火) 正午

※提案書提出期限の7日前

#### 【提出先】

E-mail : [shouene@nedo.go.jp](mailto:shouene@nedo.go.jp)

件名：省エネルギー効果量および非化石使用量算定の事前提出

宛名：フロンティア部「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」2026年度公募事務局

#### 【提出方法】

E-mailにて以下の必要項目を記載し、提出書類を添付してください。複数法人による共同提案を行う場合は、代表法人(※)が提出書類を取りまとめたの上、代表法人が提出してください。

公募事務局で提出を確認した後、上記のメールアドレスから連絡が届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO担当者の指示に従ってください。

#### 【記載内容】

##### ■入力項目

①提案テーマ名(現時点の想定で結構です)

②代表提案者 法人名称(株式会社等を入れた正式名称をご記入ください)

③代表提案者 連絡担当者 氏名

④代表提案者 連絡担当者 E-mail アドレス

⑤代表提案者 連絡担当者 電話番号

⑥重要技術に該当する技術の提案か(該当する重要技術に記載ください)

⑦提出書類(「[省エネルギー効果量および非化石使用量算定の事前提出](#) (2) 提出書類」を添付)

※代表提案者の定義は「[2. 応募要件・実施要件等](#) (3) 実施体制」参照。

### ■ 省エネ効果量および非化石使用量の事前提出 ※必須

「3.省エネルギー効果量および非化石使用量算定の事前提出-(2)提出書類」(次ページ参照)を記入の上、**E-mail ([shouene@nedo.go.jp](mailto:shouene@nedo.go.jp)) にて提出**

※通常2~3日以内にNEDOよりフィードバックします。

※計算方法は公募要領<添付資料1>を参照ください。

※NEDO確認後も省エネ効果量および非化石使用量、記載情報の変更は可能です。

### 【事前提出期限】 ※提案書提出期限の1週間前

<非化石エネルギーへの転換を含まない提案>

2026年2月9日(月)～2026年3月10日(火) 正午

<非化石エネルギーへの転換を含む提案>

2026年2月9日(月)～2026年6月16日(火) 正午

### E-mailに①～⑥を記載、 ⑦提出書類を添付して提出

※提出後、事務局 ([shouene@nedo.go.jp](mailto:shouene@nedo.go.jp)) から  
**確認メールを送付**

# 3. 省エネルギー効果量および非化石使用量算定の事前提出



## (2) 提出書類

### 3. 省エネルギー効果量および非化石使用量算定の事前提出

(中略)

#### (2) 提出書類

以下の記入項目について記載した提案書ファイル A を PDF 形式、提案書ファイル B を excel 形式で提出してください。

なお、NEDO の確認対象は省エネルギー効果量計算フォーマットに限ります。それ以外の情報につきましては前提情報として参照しますが、フィードバック等はいりません。

提出書類	記入項目	フォーマット	提出形式
様式 1. 提案書 本文	・ 要旨 ・ 省エネルギー効果量および非化石使用量 (【個別】は 1-7 項、【重点】は 1-8 項)	提案書ファイル A (ウェブサイトよりダウンロード)	PDF
基本情報	・ 基本情報入力シート (シート「基本情報」) *以下情報 (31 行目まで) のみ - 応募タイプ - 技術開発テーマ名 - 技術開発責任者 - 重要技術 【重点】: 技術開発課題 - 技術開発期間 - 提案者 法人名 ・ 省エネルギー効果量計算フォーマット (シート「(参考) 省エネ効果量および非化石使用量」)	提案書ファイル B (ウェブサイトよりダウンロード)	excel

#### 【留意事項】

※事前提出時点の情報で構いません。提案書提出時までの変更も可とします。

### ■ 事前提出書類は2種類

提案書ファイルA(PDF形式ファイル)、提案書ファイルB(excel形式)をE-mailで提出

※確認対象は省エネルギー効果量計算フォーマットのみ

### ■ 様式 1. 提案書本文 (提案書ファイルA)

- ・ 要旨
- ・ 省エネルギー効果量および非化石使用量  
 ※【個別】は1-7項、【重点】は1-8項

### ■ 基本情報 (提案書ファイルB)

- ・ 基本情報シート (シート「基本情報」)  
 ※31行目まで
- ・ 省エネルギー効果量計算フォーマット  
 (シート「(参考) 省エネ効果量および非化石使用量」)

※事前確認の提出時点から提案書提出までに、NEDOのフィードバックを含め、内容を修正することは可能です。

## (1) 提出期限および提出方法

### 4. 応募方法

#### (1) 提出期限および提出方法

提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までに電子申請システム「J グランツ」上で申請してください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は原則受付ません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

#### 【提出期限】

それぞれ以下の日程までに申請を完了させてください。

<非化石エネルギーへの転換を含まない提案>

2026年2月9日(月)～2026年3月17日(火) 正午

<非化石エネルギーへの転換を含む提案>

2026年2月9日(月)～2026年6月23日(火) 正午

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、本事業の公募ウェブサイトでお知らせいたします。

#### 【提出先】J グランツ公募ページ申請 URL

<非化石エネルギーへの転換を含まない提案>

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDWnvMAH?wfid=a0XJ2000006cN5sMAE>

<非化石エネルギーへの転換を含む提案>

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDWnvMAH?wfid=a0XJ2000006evNqMAI>

#### 【提出方法】

電子申請システム「J グランツ」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で申請してください。複数法人による共同提案を行う場合は、代表法人が提出書類を取りまとめの上、代表法人が申請を行ってください。代表法人以外の法人の J グランツ上の申請は不要です。

J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

J グランツで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。

その他 G ビズ ID の取得や J グランツ利用・申請にあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業の公募における J グランツでの応募受付について

[https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN\\_100061.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html)

提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

### 【提出期限】

<非化石エネルギーへの転換を含まない提案>

2026年2月9日(月)

～2026年3月17日(火) 正午

<非化石エネルギーへの転換を含む提案>

2026年2月9日(月)

～2026年6月23日(火) 正午

・電子申請システム『J グランツ』から申請

※期限までに受理されなければ、いかなる理由があろうとも無効となる。

※提案書を受理した際に、連絡担当者宛に提案受理メールを送付

## (1) 提出期限および提出方法

### 4. 応募方法

#### (1) 提出期限および提出方法

提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までに電子申請システム「J グランツ」上で申請してください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は原則受付ません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

##### 【提出期限】

それぞれ以下の日程までに申請を完了させてください。

<非化石エネルギーへの転換を含まない提案>

2026年2月9日(月)～2026年3月17日(火) 正午

<非化石エネルギーへの転換を含む提案>

2026年2月9日(月)～2026年6月23日(火) 正午

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、本事業の公募ウェブサイトでお知らせいたします。

##### 【提出先】J グランツ公募ページ申請 URL

<非化石エネルギーへの転換を含まない提案>

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDWnvMAH?wfid=a0XJ2000006cN5sMAE>

<非化石エネルギーへの転換を含む提案>

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDWnvMAH?wfid=a0XJ2000006evNqMAI>

##### 【提出方法】

電子申請システム「J グランツ」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で申請してください。複数法人による共同提案を行う場合は、代表法人が提出書類を取りまとめの上、代表法人が申請を行ってください。代表法人以外の法人の J グランツ上の申請は不要です。

J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

J グランツで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。

その他 G ビズ ID の取得や J グランツ利用・申請にあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業の公募における J グランツでの応募受付について

[https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN\\_100061.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html)

提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

### ■ J グランツの使用にあたって

事前に G ビズ ID の

「G ビズ ID プライムアカウント」または

「G ビズメンバーアカウント」が必要

※ G ビズ ID の取得は **2 週間以上かかる場合**

**もあるため、未取得であれば余裕をもっ**

**て登録手続きを実施**

### 【参考】

NEDO 事業の公募における J グランツでの応募受付について

[https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN\\_100061.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html)

# 4. 応募方法

## (2) 提出書類



### (2) 提出書類

以下の提出書類を提出してください。各様式は本事業の公募ウェブサイトより最新版をダウンロードしてください。最新版以外の様式による提出は認めません。

提出書類	必須/任意	フォーマット	提出形式
様式1. 提案書本文	必須	提案書ファイル A	PDF
基本情報	必須	提案書ファイル B	PDF および excel
様式1別紙、技術開発責任者、主任研究者等	必須		
様式2. 提案書要約版	必須		
様式3. 主任研究者 研究経歴書	必須		
様式4. その他の研究費の応募・受入状況	必須		
様式5. 利害関係の確認について	必須		
様式6. 事業成果の広報活動について	必須		
様式7. 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料	加点・任意 (該当者のみ)		
様式8. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	加点・任意 (該当者のみ)		
様式9. CO <sub>2</sub> 排出削減量	必須 (インキュベーション研究開発フェーズは参考) ※FS調査は不要	GXに係る取組申告書	PDF
様式10. GXに係る取組申告書(※1)	個別課題推進スキームの実用化開発、実証開発、重点課題推進スキームは必須		
省エネ法定期報告情報の開示制度への参画宣言に関するエビデンス(経済産業省から送付された登録完了メールの写し)	加点・任意 (該当者のみ)		PDF等
GX率先実行宣言に関するエビデンス	加点・任意 (該当者のみ)	GX率先実行宣言企業一覧のサイトからダウンロード	PDF等
J-Startup、J-Startup地域版に選定された企業であることに関するエビデンス	加点・任意 (該当者のみ)	J-Startupウェブサイト等よりスクリーンショット	PDF等
会社案内(会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書)	必須	各社フォーマット	PDF等
直近の事業報告書(※2)	必須	各社フォーマット	
直近3年分の単体/連結財務諸表(原則、円単位:貸借対照表、損益計算書(製造原価報告書(※2)、販売費および一般管理費明細書を含む)、株主(社員)資本等変動計算書(※3))	必須	各社フォーマット	
当該提案内容に関して、外国企業等と連携している又はその予定がある場合には、当該外国企業等が連携している又は関心を示していることを表す資料	必須 (該当者のみ)	各社フォーマット	
チェック済の応募書類等提出時チェックシート	必須	指定フォーマット(ウェブサイトよりダウンロード)	PDF

■ **NEDOの定めた様式を使用し、日本語で作成**

■ **提出ファイルは提出書類毎(PDF形式等)に作成**

- ・様式1(提案書本文)、様式10: wordで作成し、PDF化
- ・基本情報、様式1別紙、様式2~9: excelで作成し、PDF化 ※excelも提出すること

※ **一つのzipファイルにまとめて、Jグランツで申請**

※ **インキュベーション研究開発の場合、次フェーズに移行する際に提出**

#### 【留意事項】

- ※1 インキュベーション研究開発の場合、次フェーズに移行する際に NEDO へ提出ください。
- ※2 作成していない場合は、その旨記載したテキストファイルを提出してください。
- ※3 会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社および合名会社に該当する場合にのみ提出ください。

## 4. 応募方法

### (3) 提案書類の作成

#### ①提案書本文

##### (3) 提案書類の作成

##### ① 提案書本文（様式1）

必ず下記に示す所定のページ数以内で記載してください。指定ページ数超過分は審査の対象としません。

スキーム	フェーズ	ページ数
個別課題推進スキーム	FS 調査フェーズ	8 ページ以内
	インキュベーション研究開発フェーズ、 実用化開発フェーズ、実証開発フェーズ	16 ページ以内
重点課題推進スキーム	フェーズⅠ、フェーズⅡ	26 ページ以内

- 必要に応じて、図、表を加え、わかりやすく記載してください。
- ページ番号を下中央に印字してください。

#### 提案書本文ページ数

- 応募タイプS（FS調査）は  
**8ページ以内**
- それ以外は**16ページ以内**

※ ページ超過分は審査の対象にはなりません。

### (3) 提案書類の作成

#### ④ その他の研究費の応募・受入状況（様式4）

##### ④ その他の研究費の応募・受入状況（様式4）

- ・実施体制内の各法人の主任研究者候補が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の公的資金（競争的研究費）を除くその他の研究費（※）の状況（配分者名、制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート）を記入してください。
- ※国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在のすべての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの。
- ・研究代表者・研究分担者が申請時に記載する役職以外で、他機関における役職がある場合は、機関名・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を記入してください。
- ・既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、エフォートのみ提出でも可能です。ただし、この場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

- 実施体制内のすべての法人ごとに、**主任研究者が現在受けている、あるいは申請中・申請予定の研究費状況を記載してください。**
- **他機関における役職**について記載してください。

#### ⑤ 利害関係の確認について（様式5）

##### ⑤ 利害関係の確認について（様式5）

- ・「提案者名（法人名称）」、「提案テーマ」および「技術的なポイント」を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の資料です。（※）
- ・技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載してください。また、利害関係者と考える方がいる場合は、その方の所属・役職・氏名を記載してください。

##### ※ 利害関係の確認について

- NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。

（後略）

#### **公正な採択審査の徹底**

- ・採択審査委員の選定段階で、**提案者の利害関係者を排除**

※利害関係者に限らず、採択審査委員には、提案情報を**審査以外の目的で利用することを禁じております。**

### (3) 提案書類の作成

#### ⑦ (該当者のみ) 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料 (様式7)

##### ⑦ (該当者のみ) 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料 (様式7)

従業員への賃金引上げ計画がある企業等の提案については、審査時に加点措置を行います。加点を希望する提案者は、以下の留意事項をご確認の上、様式7による表明書をご提出ください。

- ・ 給与等受給者一人当たりの平均受給額を、事業開始年度 (又は暦年) に、対前年度 (又は前年) と比べて、大企業は3%、中小企業等は1.5%以上増加させることを表明し、公表している (又は公表予定がある) 場合に加点します。(事業開始までに公表されている必要があります。)
- ・ 給与等受給者の範囲は、全社員を基本としますが、当該事業に参画する研究員に限ることも可能です。
- ・ 複数提案者による提案の場合、加点対象となるのは代表法人が表明した場合のみになります。
- ・ 表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかに NEDO に理由書を提出してください。また、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表 (自社ウェブページ等) いただきます。

**代表提案者(代表法人)について賃金引上げ計画がある場合、審査時に**加点措置**を行います。  
**加点を希望する場合は、様式7による表明書をご提出ください。****

### (3) 提案書類の作成

#### ⑧ (該当者のみ) ワーク・ライフ・バランス等 推進企業に関する認定等の状況 (様式8)

- ⑧ (該当者のみ) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況 (様式8)  
提案書の実施体制に記載される補助先について、女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業) の状況を記載していただきます。  
※詳細は様式8の欄外を参照

(24年度公募より追加)

- 実施体制の提案法人について、以下のワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定状況を記載ください。  
加点を希望する場合は、様式8を提出ください。
- ・女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし)
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 (くるみん)
- ・若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール)

### (3) 提案書類の作成

#### ⑨ CO<sub>2</sub>排出量削減量（様式9）

##### ⑨ CO<sub>2</sub>排出削減量（様式9）

実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームについては、提案技術の国内 CO<sub>2</sub> 排出削減量の算出が必要です。算出にあたっては、環境省が策定している「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」をご参照ください。なお、インキュベーション研究開発フェーズでの提案においても、参考として CO<sub>2</sub> 排出削減量を算出してください。

(本公募より追加)

**国内CO<sub>2</sub>排出削減量**を算出して提出  
**(提案書ファイルB 様式9)**

※インキュベーション研究開発フェーズは参考として算出  
FS調査フェーズは提出不要

#### ⑩（実用化フェーズと実証開発フェーズ、および重点課題推進スキームのみ） 次期GXに係る取組申告書（様式10）

##### ⑩（実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームのみ）GXに係る取組申告書（様式10）

実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームの提案については、「2. 応募要件・実施要件等（1）応募要件」に基づき、GXに係る取組を実施することを想定し、現在実施している内容および交付決定した場合において実施する内容を記載し提出してください。なお申請書には、経営層の方の直筆のサインが必要となります。

(本公募より追加)

・GXに係る取組を「**GXに係る取組申告書**」に記載して提出（様式10）  
・**経営層の方の直筆サインが必要**

「2. 応募要件・実施要件等（1）応募要件」を参照

### (3) 提案書類の作成

#### ⑪ (該当者のみ) 省エネ法定期報告情報の開示制度への参画宣言に関するエビデンス

⑪ (該当者のみ) 省エネ法定期報告情報の開示制度への参画宣言に関するエビデンス  
省エネ法に定められている定期報告書の任意開示制度への参画を宣言している企業等の提案については、加点措置を行います。加点を希望する提案者は、経済産業省から送付された登録完了メールの写しをご提出ください。

(23年度追加公募より追加)

省エネ法の任意開示制度への参画宣言をしている場合、審査時に**加点措置**を行います。

加点を希望する場合は、**経済産業省から送付された登録完了メールの写し**をご提出ください。

#### ⑫ (該当者のみ) GX率先実行宣言に関するエビデンス

⑫ (該当者のみ) GX 率先実行宣言に関するエビデンス  
社会全体の GX 加速化に向けて、提案者の Scope1.2 の削減取組に加え、GX 製品・サービスが有する GX 価値の評価を通じた GX 製品の社会実装に積極的に貢献し、サプライチェーン全体での GX を推進する提案には加点を行います。加点を希望する提案者は、「GX 率先実行宣言企業一覧 (<https://gx-league.go.jp/action/declaration/>)」に掲載されている GX 率先実行宣言の PDF ファイルをご提出ください。

(本公募より追加)

GX率先実行宣言をしている場合、審査時に**加点措置**を行います。

加点を希望する場合は、「**GX率先実行宣言参加企業一覧**」に掲載されている**GX率先実行宣言のPDFファイル**をご提出ください。

「GX率先実行宣言参加企業一覧」リンク先  
<https://gx-league.go.jp/action/declaration/>

### (3) 提案書類の作成

#### ⑫ (該当者のみ) J-Startup、J-Startup 地域版に 選定された企業であることに関するエビデンス

##### ⑩ (該当者のみ) J-Startup、J-Startup 地域版に選定された企業であることに関するエビデンス

J-Startup、J-Startup 地域版に選定されている企業については、加点措置を行います。加点を希望する提案者は、下記ページ等から提案者に関する画面のスクリーンショットを撮り、ご提出ください。

【参考】J-Startup 事務局ポータルサイト  
<https://www.j-startup.go.jp/>

(25年度公募より追加)

**J-Startup、J-Startup 地域版に選定されている企業**については、**加点措置**を行います。

加点を希望する提案者は、下記ページ等から提案者に関する画面のスクリーンショットを撮り、ご提出ください。

#### ⑭ 直近3年分の財務諸表

##### ⑮ 直近3年分の財務諸表

提案者、委託先、共同研究先を含む全事業者（学術機関等を除く）の提出が必要です。  
・要旨版ではなく、各費目の内訳を示す詳細版（貸借対照表、損益計算書、販売費および一般管理費明細書、製造原価報告書、株主（社員）資本等変動計算書）を直近3期分提出してください。連結財務諸表は、作成している場合のみご提出ください。

※連結財務諸表を作成していない場合には、関係会社個社ごとの単体財務諸表の提出を求める場合があります。

・製造原価報告書、株主（社員）資本等変動計算書については、作成していない場合はその旨記載したテキストファイルをご提出ください。

・なお、審査の過程で、必要に応じて全事業期間中の資金計画等、財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。

(本公募より変更)

**連結財務諸表は、作成している場合のみ提出**

**※作成していない場合  
関係会社個社ごとの単体財務諸表の提出を  
求める場合があります。**

### (4) 提出にあたっての留意事項

#### (4) 提出にあたっての留意事項

- ・提出書類は日本語で作成してください。
  - ・様式不備による提案無効を防ぐため、提出前に必ず『応募書類等提出時チェックシート（2026年度公募版）』を用いて確認してください。
  - ・「[2. 応募要件・実施要件等](#)」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
  - ・提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
  - ・J グランツ上の申請は、提出期限を厳守ください。提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受付できませんので、余裕をもって提出してください。
  - ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。
  - ・万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO フロンティア部「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」2026 年度公募事務局まで連絡し、事務局の指示に従ってください。
  - ・J グランツ上にアップロードするファイルは提出書類毎に作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けしないでください。
  - ・アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
    - 入力項目
    - ①提案テーマ名
    - ②代表提案者 法人名称
    - ③代表提案者 法人番号（13 桁）
    - ④代表提案者 連絡担当者 氏名
    - ⑤代表提案者 連絡担当者 E-mail アドレス
    - ⑥代表提案者 連絡担当者 電話番号
    - ⑦提出書類（「[4 応募方法 \(2\) 提出書類](#)」をアップロード）
- ※代表提案者の定義は「[2. 応募要件・実施要件等 \(3\) 実施体制](#)」参照。

**提出前に必ず『応募書類等提出時チェックシート（2026年度公募版）』にて確認すること**  
(次ページで説明)

**応募書類に不備がある場合、提出期限までに修正すること**  
※期限以降は修正不可

**J グランツでの申請が困難な場合には、提出期限前までに公募事務局まで連絡**



# 5. 採択先の選定



## (1) 審査の方法

### 5. 採択先の選定

#### (1) 審査の方法

外部有識者による採択審査委員会で審査の上、その結果を踏まえ、NEDO 内の契約・交付審査委員会を経て、最終的に実施者を決定します。審査の過程で、プレゼンテーションの実施等をお願いする場合があります。プレゼンテーションを実施していただく場合の日時・場所等は、NEDO から提案書ファイル B 基本情報に記載いただいた連絡先へ電子メールにて連絡します。なお、プレゼンテーション資料は指定の様式（「2026 年度 脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム 公募」のウェブサイトに掲載）で作成してください。

ただし、実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームにおいては、外部有識者の審査に加え、経済産業省と NEDO にて合議します。

また、必要に応じてヒアリング審査や資料の追加、代表者面談などをお願いする場合があります。なお、採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

### <審査について>

- **FS調査（応募タイプS）以外のすべての応募タイプで、プレゼンテーション審査を行う場合があります。**

応募資料と合わせ、**プレゼンテーション資料を予めご準備ください。**

※プレゼンテーションの日程をお伝えしてからプレゼンテーション資料提出、及びプレゼンテーション実施まで、**十分な期間を確保できない可能性があります。**

- **実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームはGXの実現に向けた研究成果の社会実装へのコミットについても審査します。**また審査の過程で**経済産業省とNEDOにて合議**し採否を決定します。
- プレゼンテーション審査の詳細は、NEDO事務局より別途ご連絡します。

# 5. 採択先の選定

## (2) 審査基準



### (2) 審査基準

以下に、採択審査におけるスキーム・フェーズ毎の審査基準を記載します。  
なお、全スキーム・フェーズ共通部分として、以下の要素で加点を行います。

- ・賃上げを実施することを表明した企業等に対して加点します。
  - ・女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点します。
  - ・省エネ法定期報告情報の開示制度への参画を宣言している企業等に対して加点します。
  - ・GX 率先実行宣言をしている企業等に対して加点します。
  - ・中堅・中小・ベンチャー企業又は J-Startup、J-Startup 地域版に選定された企業が直接補助先であり、研究開発遂行や実用化・事業化にあたっての重要な役割を担っている場合に加点します。
- ※中堅・中小・ベンチャー企業の定義は「[<添付資料 4>企業種別の定義](#)」参照
- 【個別】・「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略 2024」の「省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術」に該当する提案に対して加点します。

**該当フェーズの審査基準(次ページ参照)を満たすように提案書を作成ください。**

全スキーム・フェーズ共通部分として、**以下の要素で加点**を行います。

- ・賃上げを実施することを表明した企業等
- ・女性活躍推進法に基づく認定企業 / 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 / 若者雇用促進法に基づく認定企業
- ・省エネ法定期報告情報の開示制度への参画を宣言している企業等
- ・GX 率先実行宣言をしている企業等
- ・中堅・中小・ベンチャー企業又は J-Startup、J-Startup 地域版に選定された企業が直接補助先であり、研究開発遂行や実用化・事業化にあたっての重要な役割を担っている場合
- ・「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略 2024」の「省エネルギー政策の観点から特に意義の大きい技術」に該当する提案

# 5. 採択先の選定

## (2) 審査基準



### 採択審査におけるスキーム・フェーズ毎の審査基準

＜重点課題推進スキーム…フェーズⅠ（実用化開発フェーズ相当）、フェーズⅡ（実証開発フェーズ相当）＞		
＜個別課題推進スキーム…インキュベーション研究開発フェーズ、実用化開発フェーズ、実証開発フェーズ＞		
審査内容	審査項目	審査の観点（例）
＜個別課題推進スキーム…FS調査フェーズ＞		
(1) 要件審査	補助事業者としての適格性	・対象事業者（2. 応募要件・実施要件等）にあてはまること。 ・補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に十分な経理的基礎を有すること。 ・補助事業に係る経理その他の事務についての確な管理体制および処理能力を有すること。
	提案に係る妥当性	・提案の内容が本事業の目的等に合致していること。 ・提案の内容が重要技術に該当していること。該当しない場合、事前にNEDOに相談の上、許可を得ていること。
(2) 提案内容（技術）審査	省エネルギー効果量や非化石使用量	・省エネルギー化や非化石転換につながる有望な提案であること。
	技術の独自性、優位性、革新性（※）	・調査対象技術に独自性があるか。 ・調査対象技術に優位性があるか。また競合技術の比較等の根拠が示されているか。 ・調査対象技術に革新性があるか。
	目標値の妥当性	・具体的な調査項目、内容、目標、調査方法、進め方が記載されているか。 ・FS調査終了後、新たなフェーズに応募する場合の具体的な技術開発項目、内容、目標が記載されているか。
(3) 提案内容（事業化等）審査	調査体制の妥当性	・期間内で調査に関する成果等をあげることが出来る体制や、人員配置となっているか。 ・提案者の分担が明確になっているか。 ・調査責任者はこれまでの経歴や実績から見て適切か。
(4) 提案内容（事業化等）審査	事業化計画の妥当性	・事業化までの計画が明確であり、経済性分析等も行われているか。 ・市場ニーズ等を把握しているとともに、事業化を見据えたユーザー評価等の計画を有しているか。 ・各フェーズで設けている事業化時期の目処の到達が期待できるか。 ・経済性やコスト試算、成果物の「目標とすべき価格」が妥当で、普及までの環境（標準化、規制、知財、顧客）が整備され、社内承認を得たものか。
	開発体制の妥当性	・技術開発から事業化までを見据え、期間内で技術開発成果等をあげることができる体制や、人員配置となっているか。 ・技術開発責任者は十分な経歴や実績を有するか。 ・一提案につき、提案者が複数存在する場合、提案者の分担が明確になっているか。
	経済的波及効果等	・事業化により高い新規市場創出効果（地域の雇用創出や他社への受発注等）が見込まれるか。 ・国内だけでなく、海外においても競争性を有する製品等の創出が見込まれるか。

### ● 表形式で記載

＜個別課題推進スキーム  
…FS調査フェーズ＞

＜個別課題推進スキーム  
…インキュベーション研究開発フェーズ、  
実用化開発フェーズ、  
実証開発フェーズ＞

＜重点課題推進スキーム  
…フェーズⅠ、フェーズⅡ＞

※FS調査フェーズ、インキュベーション研究開発フェーズ  
以外は、GXの実現に向けた研究成果の社会実装への  
コミットについても審査します。

# 5. 採択先の選定

## (2) 審査基準



### ※独自性・優位性・革新性の定義

※独自性・優位性・革新性の定義は以下参照

- ・「独自性」とは、独自の技術・ノウハウを持っていることを指します。
- ・「優位性」とは、国内外の競合技術又は競合他社に対して優れていることを指します。
- ・「革新性」とは、下記 (a) ~ (e) のいずれかの方法を通じて、飛躍的な性能向上、低コスト化等が期待できることを指します。
  - (a) 新たな原理の活用、既存技術の新分野での活用
  - (b) 新たな製造プロセスの創出
  - (c) 確立した要素技術を活用した新たなシステムの創出
  - (d) 新たな制御技術・アルゴリズムの創出
  - (e) 上記以外を通じて、飛躍的な性能向上、低コスト化等が期待できる方法

### 審査基準の中で重要な項目

- **独自性**  
独自の技術・ノウハウを持っていること
- **優位性**  
国内外の競合技術又は競合他社に対して優れていること
- **革新性**  
飛躍的な性能向上、低コスト化等が期待できること  
※下記(a)~(e)いずれかの方法を通じて
  - (a) 新たな原理の活用、既存技術の新分野での活用
  - (b) 新たな製造プロセスの創出
  - (c) 確立した要素技術を活用した新たなシステムの創出
  - (d) 新たな制御技術・アルゴリズムの創出
  - (e) 上記以外を通じて、飛躍的な性能向上、低コスト化等が期待できる方法

### (3) 採択先の公表および通知

#### (3) 採択先の公表及び通知

- ① 採択結果の公表等  
採択した案件に関しては、事業者名、事業概要を NEDO のウェブサイト等で公表します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。
- ② 採択審査委員の氏名の公表  
採択審査委員の氏名は、採択案件の公表時に公表します。
- ③ 附帯条件  
採択に当たって条件(予算や体制の変更、経費の支払方法等)を付す場合があります。
- ④ ニュースリリース  
必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。また、採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

- 採択されたテーマの概要については、原則公開します。
- 公開資料の作成については、NEDO事務局より別途ご依頼します。

- 必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。
- 採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前にご相談ください。

# 5. 採択先の選定



## (4) 選定スケジュール

### (4) 選定スケジュール

#### <非化石エネルギーへの転換を含まない提案>

2026年3月10日正午 : 省エネルギー効果量および非化石使用量算定の事前提出(必須) 締切

2026年3月17日正午 : 公募締切

2026年4月中旬(予定) : 採択審査委員会(外部有識者による審査)

2026年5月下旬(予定) : 契約・交付審査委員会

2026年5月下旬(予定) : 採択先決定および結果通知

2026年6月上旬(予定) : ウェブサイトに公表

2026年6月下旬(予定) : 交付決定・事業開始

#### <非化石エネルギーへの転換を含む提案>

2026年6月16日正午 : 省エネルギー効果量および非化石使用量算定の事前提出(必須) 締切

2026年6月23日正午 : 公募締切

2026年7月下旬(予定) : 採択審査委員会(外部有識者による審査)

2026年8月中旬(予定) : 契約・交付審査委員会

2026年8月下旬(予定) : 採択先決定および結果通知

2026年8月下旬(予定) : ウェブサイトに公表

2026年9月下旬(予定) : 交付決定・事業開始

**2つの選定スケジュールそれぞれに、  
締め切りが2つあります。  
ご注意ください。**

**応募資料と合わせ、プレゼンテーション資料を予め  
ご準備ください。**

※プレゼンテーションの日程をお伝えしてからプレゼンテーション資料提出、及びプレゼンテーション実施まで、**十分な期間を確保できない可能性があります。**

## 7. 問い合わせ先

### 7. 問い合わせ先

本公募の内容に関する質問等は説明会で受付ます。説明会以降のお問い合わせは、公募締切日の1営業日前の正午までに限り、以下の問い合わせ先の E-mail で受付ます。

NEDO フロンティア部

「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」

2026 年度公募事務局

E-mail : [shouene@nedo.go.jp](mailto:shouene@nedo.go.jp)

お問合せは、**公募締切日の1営業日前の正午**までです。

問い合わせは**電子メールのみ**で受け付けます。(日本語のみ、電話・FAX不可)

※希望者にはメールで調整の上、面談可能

### (3) 「不合理な重複」 および 「過度の集中」 の排除

#### (3) 「不合理な重複」 及び 「過度の集中」 の排除

「不合理な重複」(注1)、又は「過度の集中」(注2)が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

(注1)

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※。))が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

(※) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

(注2)

同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合(%)に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

(※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

(後略)

「不合理な重複」、又は  
「過度の集中」が認められる場合

- 採択を行わないことがある
- また採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがある

## (2) 採択後の各種事務手続き

### ②府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録手続き

#### ②府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録手続き

採択された事業者におかれては、NEDOからの案内に従い、契約締結・交付決定前までに必ずe-Rad上で応募情報を入力・申請いただきます。e-Radの使用にあたっては、事前に研究機関および研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、所属機関が未登録の場合は、公募期間中に事前に所属機関の登録手続きを行うなど、余裕をもって登録手続きを行っていただくことを推奨いたします。

共同提案の場合には、代表者となる事業者がまとめてe-Rad上で登録作業を行っていただきます。この場合、その他の事業者についても研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。入力にあたっては、以下リンクの「NEDO事業実施の際のe-Radの手続きについて」の情報をご確認ください。その他e-Radについては、e-Radポータルサイトをご確認ください。

【参考】NEDO事業におけるe-Radの手続きについて

[https://www.nedo.go.jp/koubo/201121\\_1\\_201121\\_1.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html)

e-Radポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

#### ■ 採択された事業者は、 e-Radへの登録・申請が必要

※所属研究機関の登録手続きに2週間以上かかる場合があります。

注1：

e-Radは、別途手続きが必要です。  
「NEDO事業への応募の際のe-Radの手続きについて」のリンクから情報をご確認ください。

注2(再掲)：

応募書類の提出先はE-mail  
(shouene@nedo.go.jp)です。

※提出先は、e-Radではありません。

## (2) 採択後の各種事務手続き

### ③補助金の交付申請および交付決定

#### ③補助金の交付申請および交付決定

##### (a) 交付申請書の提出

採択が決定された場合には、速やかに交付申請書を提出してください。なお、採択決定に当たって条件が付された場合には、その条件に同意していただく必要があります。

##### (b) 交付申請書作成に当たっての制限

応募時に提出していただいた提案書に記載された内容を逸脱した交付申請（例えば、計画の大幅な変更、提案書に記載された実施体制の変更、提案書に記載された技術開発費の年度ごとの総額に基づく NEDO 補助額を超える申請等）は、原則として認められません。

また、採択時に条件が付された場合、その条件に従って作成していただく必要があります。

- 採択後、**交付申請書**を提出
- 採択決定後、**提案者の判断で実施体制を変更することは、特別な理由がある場合を除き不可**
- 提案時の技術開発費について、**年度毎の総額を超えた申請は不可**

### ④補助事業の実施

#### (d) 実績報告書の提出

年度毎に実績報告書を提出してください。また、事業全体が終了した際には、事業全体の期間に亘る実績報告書を、複数の技術開発フェーズに亘る場合には、技術開発フェーズの終了ごとに該当フェーズの報告書を提出してください。

なお、実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームを実施する場合、経営者がコミットした当該事業終了後の投資計画（投資額、実施体制等）の提出が必要です。事業終了1年前に提出する実績報告書に記載してください。

- 年度毎に**実績報告書**を提出  
（実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームを実施する場合）
- 事業終了1年前までに、**経営者がコミットした投資計画（投資額、実施体制、等）**を提出

### ⑥終了時評価の実施

#### ⑥終了時評価の実施

補助事業完了後に終了時評価を行いますのでご協力ください。

- テーマ終了後に**終了時評価**を実施いたします。

## (5) 追跡調査・評価

### (5) 追跡調査・評価

事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

【参考】 追跡調査・評価の概要

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

なお、本事業では原則毎年度のご協力をお願いしております。

■ 開発成果について、**追跡調査**がございますので、ご協力をお願いします。

## (2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

### (2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

#### a. 特許出願の非公開に関する制度

事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下「経済安全保障推進法」という。）に基づく特許出願の非公開制度（令和6年5月1日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止および厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第74条および第75条）。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第78条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】特許出願の非公開に関する制度

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/patent/patent.html](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html)

#### b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家および国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書およびその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

(2024年度公募から追加)

### ＜特許出願の非公開制度＞

公にすることにより国家および国民の安全を損なう事態を生じるおそれのある技術情報は、**原則NEDOに提示しないでください。**

※上記は**公募の提出書類にも適用**されますので、十分にご注意ください。

※**提案書ファイルA（5-3.提案書提出に際しての合意）に署名**すること。

## <添付資料 1>

# 省エネルギー効果量および非化石使用量の算出方法

### <添付資料 1>省エネルギー効果量および非化石使用量の算出方法

省エネルギー効果量は、下記の2つの指標に基づいて算出してください。

$$2040 \text{ 年度時点の省エネルギー効果量} = \text{指標 A1} \times \text{指標 B}$$

非化石使用量は、下記の2つの指標に基づいて算出してください。

$$2040 \text{ 年度時点の非化石使用量} = \text{指標 A2} \times \text{指標 B}$$

**指標 A1**：単位当たりの省エネルギー効果量

当該技術開発による成果物1つ当たりのエネルギー削減量です。

**指標 A2**：単位当たりの非化石使用量

当該技術開発による成果物1つ当たりの非化石使用量です。

**指標 B**：2040年度時点の市場導入（普及）量

適用可能な対象市場自体の大きさに対する市場占有率から算出してください。また事業化シナリオで想定しているユーザーの数（販売等に係る見込み）などを踏まえたものにしてください。なお、対象市場の規模や占有率の予測は、必ず根拠と合わせて示してください。

ただし、単位当たりのエネルギー削減量、非化石使用量および市場導入量が算出困難な場合は、エネルギー削減率と全体のエネルギー消費量により効果量を算出することも可能とします。

#### ●省エネルギー効果量および非化石使用量算出に当たっての注意

・省エネルギー効果量および非化石使用量は、必ず原油に換算（単位は kL/年）して表記してください。この場合、**発熱量 1MJ を原油 2.58×10<sup>-5</sup>kL（※）**としてください。  
※発熱量 1 ギガジュールを原油 0.0258 キロリットルとして換算すること（省エネ施行規則第4条）による。

・計算の過程でエネルギー源を熱量に換算する場合は、（別表1）エネルギー源別発熱量一覧表を使用してください。ただし、記載のないものについては、エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数一覧表（※）のうち標準発熱量（総発熱量）を使用してください。特に、機器の消費電力を換算する際、誤って電力発電端投入発熱量（8.562 MJ/kWh）を使用する提案が多数あります。送電時の損失等を加味した電力受電端投入発熱量（8.64 MJ/kWh）を使用してください。

※[https://www.enscho.meti.go.jp/statistics/total\\_energy/carbon\\_2023.html](https://www.enscho.meti.go.jp/statistics/total_energy/carbon_2023.html)

・本事業では非化石エネルギーへの転換等に対する技術も補助の対象ですが、エネルギー全体の使用の合理化に伴わない非化石エネルギーへの転換等は対象外としますので、ご注意ください。ただし、非化石燃料に係数（0.8）を乗じた使用量が事業前後で増加していなければ、増エネとはみなさず応募可能です。増エネとならない場合の計算式は以下のとおりです。

$$\text{〔既存技術〕化石燃料使用量} \geq \text{〔提案技術〕化石燃料使用量} + (\text{非化石燃料使用量} \times 0.8)$$

・計算に用いる数字を設定する際は、客観的なデータを基に使用してください。対象市場の規模や占有率の予測は、必ず根拠と合わせて示してください（特に、「実用化開発フェーズ」や「実証開発フェーズ」については、現状の占有率を考慮しつつ、現実的な予測の根拠を示してください）。

・事業成果物が最終製品ではない場合には、当該技術の貢献度を考慮して算出してください。

#### ●省エネルギー効果量および非化石使用量の計算フォーマット

・書類の中に、省エネルギー効果量計算フォーマット（シート「（参考）省エネ効果量および非化石使用量」）があります。そのフォーマットに基づいて、省エネルギー効果量および非化石使用量を算出ください。

## ■ 指標 A1：単位当たりの省エネルギー効果量

⇒成果物1つ当たりのエネルギー削減量

## ■ 指標 A2：単位当たりの非化石使用量

⇒成果物1つ当たりの非化石使用量

## ■ 指標 B：2040年度時点の市場導入（普及）量

※単位当たりエネルギー削減量、非化石使用量および市場導入量が算出困難な場合は、**エネルギー削減率と全体のエネルギー消費量から効果量を算出することも可能**

## ■ 原油換算：発熱量1MJ = 原油2.58×10<sup>-5</sup>kL

■ 機器の消費電力を熱量換算する場合：  
**電力受電端発熱量8.64MJ/kWh**を使用

■ エネルギー全体の使用の合理化が伴わない非化石エネルギーへの転換は対象外  
ただし、非化石燃料に係数（0.8）を乗じた使用量が事業前後で増加していなければ応募可能

※計算に用いる数字は**客観的データを基に使用してください**。また、**市場の規模や占有率の予測は根拠を明記してください**。

# <添付資料3> 「補助事業」のポイント

<添付資料3> 「補助事業」のポイント

項目	補助事業（本事業）
実施主体	補助事業者（補助事業者が主体的に取り組む技術開発事業を、NEDOがその事業費の一部を負担することで支援します）
消費税	対象外経費（税法上は、不課税取引として課税売上計上しない）
研究資産の帰属	補助事業者（処分制限期間があります。「 <a href="#">別紙2. 事業運営および実施に係る各種手続き</a> 」- (2) 採択後の各種事務手続き」、交付規程第16条および事務処理マニュアル参照）
事業成果の帰属（含む知財）	補助事業者
研究開発体制	補助事業者 (⇒ 委託先) (⇒ 共同研究先)
事業内容の変更の際の事務手続き	「主要な内容の変更」の場合 計画変更承認申請書の提出、NEDOの承認（変更交付決定含む） 「軽微な変更」の場合 計画変更届出書の提出
複数年度契約における期間延長手続き	計画変更承認申請書の提出、NEDOの承認（変更交付決定含む）
資産登録	処分制限財産について年度末にNEDOに報告、また資産標示票（NEDOのロゴシール）を貼付
NEDOの支払額	対象とする経費実績額×補助率
収益納付	あり（「 <a href="#">別紙2. 事業運営および実施に係る各種手続き</a> 」- (2) 採択後の各種事務手続き」参照。補助事業完了年度の翌年度以降、5年間（実用化開発フェーズ・フェーズIは8年間）は納付、詳細は交付規程第25条および事務処理マニュアルを参照）
財産処分制限	あり（対象は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械および重要な器具その他の財産）
企業化状況報告書	あり（補助事業完了年度の翌年度以降、5年間（実用化開発フェーズ・フェーズIは8年間）は提出、詳細は交付規程第24条および事務処理マニュアルを参照）
CO <sub>2</sub> 排出削減の取組状況の報告	実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームでは、提案技術に関するCO <sub>2</sub> 排出削減効果を毎年度報告。ただし、GXリーグに参加している企業は報告不要。

## 1. 処分制限：交付規程 第16条

- 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械および重要な器具その他の財産が対象（耐用年数内）
  - 期間は、昭和53年通商産業省告示第360号を準用する。
- [内容]  
補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付し、又は担保に供しようとする場合には、あらかじめ、**当機構の承認を受ける**必要がある。

## 2. 収益納付：交付規程 第25条

- 補助事業者に相当の収益が生じたと認めるときは、**補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。**
  - 期間は、**補助事業の完了年度の翌年度以降5年間**とする。
- ※ただし、実用化開発フェーズは8年間

## 3. 企業化状況報告書：交付規程 第24条

- 補助事業者に補助事業の**完了年度の翌年度以降5年**、当該補助事業に係る**過去1年間の企業化状況**について、**報告書を提出**させるものとする。
- ※ただし、実用化開発フェーズは8年間  
※別紙2.-(2)-⑥企業化状況報告書および収益納付 参照

## 4. CO<sub>2</sub>排出削減の取組状況の報告

- 提案技術に関する排出削減効果を**毎年度報告** ※  
実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームが対象

# < 添付資料4 > 企業種別の定義

## < 添付資料 4 > 企業種別の定義

### ◆中堅・中小・ベンチャー企業の定義

以下の(ア)(イ)(ウ)又は(エ)のいずれかに該当する企業等であって、大企業等の出資比率が一定比率を超えず(注)、かつ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億を超えないものをいいます。

(注) 次の企業は、大企業等の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業
- ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている企業

### (ア)「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条(中小企業者の範囲および用語の定義)を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種(※1)	資本金基準(※2)	従業員基準(※3)
製造業、建設業、運輸業およびその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

### (イ)「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が(ア)の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合
2. 特許法施行令10条第2号ロに該当する事業協同組合等(事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合および商工組合連合会)

### (ウ)「中堅企業」としての企業

常用使用する従業員の数(注)が2,000人以下の企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

(注) 常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

## (ウ)「中堅企業」としての企業

- 常時使用する従業員の数が2,000人以下

(後略)

# 公募要領

## 重点課題推進スキーム

※個別課題推進スキームとの相違点のみ

# 1. 事業内容および公募対象

## (3) 技術開発フェーズ



### ②【重点】重点課題推進スキーム

#### <フェーズⅠ・Ⅱ>

対象：2050年を見据え、業界の共通課題および異業種に跨る課題の解決に繋げる革新的な技術開発や新技術に関する統一的な評価手法の開発等、複数の事業者が相互に連携・協力して取り組むべきテーマ（技術開発課題）に係る技術開発が対象です。なお、フェーズⅠ、Ⅱはそれぞれ個別課題推進スキームの実用化開発フェーズ、実証開発フェーズの技術開発段階を想定しています。

技術開発費上限：10億円/件・年（NEDO補助費＋実施者負担分）

補助率：2/3（フェーズⅠ）、1/2（フェーズⅡ）以内

事業期間：8年以内（フェーズⅠは5年以内、フェーズⅡは3年以内）

その他留意事項：

- ・単独フェーズでの提案の場合は、2年以上の事業期間である必要があります。一方、フェーズⅠとⅡ組み合わせる場合は、いずれか片方のフェーズの事業期間を1年にすることを可とします。なお、フェーズⅠ終了時に「ステージゲート審査」を行い、継続の可否を決定します。（※）
- ・事業期間が3年以上の場合は、中間評価を行い継続の可否を決定します。（※）
- ・原則毎年度末に有識者で構成する「技術委員会」にて事業の進捗状況を報告していただきます。ただし、NEDOが不要と認めた場合はその限りではございません。（※）

※詳細は「[別紙 2. 事業運営および実施に係る各種手続き](#)」参照。

### <対象>

**業界の共通課題**および**異業種に跨る課題**の解決に繋げる革新的な技術開発や新技術に関する統一的な評価手法の開発等、**複数事業者が連携・協力して取り組むテーマ**に係る技術開発

- **重点課題推進スキーム**  
事業期間は8年以内で、フェーズⅠは5年以内、フェーズⅡは3年以内  
※単独フェーズでの提案は2年以上が必要
- **フェーズを組み合わせた場合**  
現フェーズ終了前に「**ステージゲート審査**」を実施。
- **同一フェーズ3年以上の場合**  
3年又は4年事業は2年目終了前に、5年の事業は3年目終了前に「**中間評価**」を実施
- **事業の進捗状況の報告**  
重点課題推進スキームは原則毎年度末「**技術委員会**」にて事業の進捗状況を報告

# 1. 事業内容および公募対象

## (7) 技術開発課題



### (7) 【重点】技術開発課題

重点課題推進スキームへの応募には、「(5) 対象となる「重要技術」」に加えて下記に示す「技術開発課題」に該当する必要があります。「技術開発課題」は、「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略 2024」における「重要技術」のうち、経済産業省資源エネルギー庁および NEDO が、業界の共通課題および異業種に跨る課題の解決に向けて政策的に必要なもの（将来の革新的な省エネルギー技術開発として必要なものを含む）として設定しております。

2026 年度「技術開発課題」一覧（【重点】のみ対象）

	技術開発課題	具体例
A	電力需要の最適化・調整力に関する技術	柔軟性を確保した系統側/業務用・産業用高効率発電、電力の需給調整、次世代配電等
B	熱エネルギーの有効利用・高効率熱供給技術	高効率電気加熱、高効率空調、高効率給湯器、ヒートポンプ高度化技術、未利用熱の循環利用等
C	ビッグデータやデジタル技術を活用した社会システムの省エネ技術	交通流制御システム、スマート物流システム等
D	IoT・AI 活用省エネ製造プロセス技術	工場内モニタリング・制御技術、デジタルツイン等
E	省エネ型データセンター技術	省エネ型機器、運用管理技術等
F	パワーエレクトロニクス技術	次世代省エネ機器、次世代受動素子・実装材料等
G	エネルギーマネジメント技術	需要側のエネルギー消費の全体統合・制御技術等
H	上記以外でもカーボンニュートラルに寄与する革新的な省エネ技術	—

本スキームの応募には  
**「重要技術」および「技術開発課題」に該当する必要があります。**

技術開発課題が  
**8 課題（課題番号A～H）**  
に限定されています。

# 1. 事業内容および公募対象

## (8) 対象となる省エネルギー効果量



### (8) 対象となる省エネルギー効果量

本事業に応募するためには、国内において「2040年度時点で10万kL/年以上」の省エネルギー効果量（原油換算値）が見込まれることを要件としています。

ただし、省エネルギーに有効な技術開発を広く募集する観点から、個別課題推進スキームの各フェーズでは、省エネルギー効果量が10万kL/年に満たない場合でも提案は可能とします。特に、実用化開発フェーズと実証開発フェーズに対しては、費用対効果（技術開発費に対する2040年度時点の省エネルギー効果量と後述の非化石使用量の合計）を勘案して採否を判断します。費用対効果については、「(10) 省エネルギー効果量が10万kL/年に満たない場合の費用対効果の考え方」を参照してください。

また、2040年度にいたる省エネルギー効果量の推移を把握するために、製品化の後、販売開始から3年後の時点での省エネルギー効果量を提案書に記載してください。

※省エネルギー効果量の計算方法は「<添付資料 1>省エネルギー効果量および非化石使用量の算出方法」を参照してください。

※海外での省エネルギー効果量があれば、参考として国内分とは別に記載してください。

以下の省エネ効果量を記載。

- **2040年度時点**
- **販売開始から3年後時点**

**※10万kL/年未満の提案は認めません。**

### (3) 実施体制

#### (3) 実施体制（一部、【重点】の要件を含む）

- ① すべてのフェーズにおいて、企業が補助先に含まれていることが必要です。
- ② 技術開発責任者を実施体制内で1名置いてください。技術開発責任者は、技術開発全体のとりまとめの他、NEDOとの調整および委員会等での進捗状況報告を担当していただきます。なお、技術開発責任者は主任研究者候補（委託先、共同研究先を除く）から選出してください。（※）
- ③ 複数の法人で応募される場合、各法人における役割分担および各々の技術開発費を明確にしてください。
- ④ 国立研究開発法人および大学等から民間企業への委託等（委託先又は共同研究先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則として認めません。
- ⑤ 大学等の単独提案は、原則として認めません。
- ⑥ 【重点】事業期間内に2社以上の企業が補助先として参画することが必要です。
- ⑦ 【重点】開発成果の普及を主導する組織、団体等を実施体制に含めてください。

#### <実施体制の要件>

- 事業期間内に**2社以上の企業が補助先として参画**すること
- 開発成果の**普及を主導する組織、団体等を実施体制に含める**こと

## 4. 応募方法

### (3) 提案書類の作成



#### ①提案書本文（様式1）

##### (3) 提案書類の作成

##### ① 提案書本文（様式1）

- 必ず下記に示す所定のページ数以内で記載してください。指定ページ数超過分は審査の対象としません。

スキーム	フェーズ	ページ数
個別課題推進スキーム	FS 調査フェーズ	8 ページ以内
	インキュベーション研究開発フェーズ、 実用化開発フェーズ、実証開発フェーズ	16 ページ以内
重点課題推進スキーム	フェーズⅠ、フェーズⅡ	26 ページ以内

- 必要に応じて、図、表を加え、わかりやすく記載してください。
- ページ番号を下中央に印字してください。

#### <提案書本文ページ数>

- 重点課題推進スキームは  
**26 ページ以内**

# <添付資料 3> 「補助事業」のポイント

<添付資料 3> 「補助事業」のポイント

項目	補助事業（本事業）
実施主体	補助事業者（補助事業者が主体的に取り組む技術開発事業を、NEDO がその事業費の一部を負担することで支援します）
消費税	対象外経費（税法上は、不課税取引として課税売上計上しない）
研究資産の帰属	補助事業者（処分制限期間があります。「 <a href="#">別紙 2. 事業運営および実施に係る各種手続き</a> 」- (2) 採択後の各種事務手続き」、交付規程第 16 条および事務処理マニュアル参照)
事業成果の帰属（含む知財）	補助事業者
研究開発体制	補助事業者 ( ⇒ 委託先) ( ⇒ 共同研究先)
事業内容の変更の際の事務手続き	「主要な内容の変更」の場合 計画変更承認申請書の提出、NEDO の承認（変更交付決定含む） 「軽微な変更」の場合 計画変更届出書の提出
複数年度契約における期間延長手続き	計画変更承認申請書の提出、NEDO の承認（変更交付決定含む）
資産登録	処分制限財産について年度末に NEDO に報告、また資産標示票（NEDO のロゴシール）を貼付
NEDO の支払額	対象とする経費実績額×補助率
収益納付	あり（「 <a href="#">別紙 2. 事業運営および実施に係る各種手続き</a> 」- (2) 採択後の各種事務手続き」参照。補助事業完了年度の翌年度以降、5 年間（実用化開発フェーズ・フェーズ I は 8 年間）は納付、詳細は交付規程第 25 条および事務処理マニュアルを参照）
財産処分制限	あり（対象は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械および重要な器具その他の財産）
企業化状況報告書	あり（補助事業完了年度の翌年度以降、5 年間（実用化開発フェーズ・フェーズ I は 8 年間）は提出、詳細は交付規程第 24 条および事務処理マニュアルを参照）
CO <sub>2</sub> 排出削減の取組状況の報告	実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームでは、提案技術に関する CO <sub>2</sub> 排出削減効果を毎年度報告。ただし、GX リーグに参加している企業は報告不要。

## 1. 処分制限：交付規程 第16条

- 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械および重要な器具その他の財産が対象（耐用年数内）
- 期間は、昭和53年通商産業省告示第360号を準用する。

[内容]

補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付し、又は担保に供しようとする場合には、あらかじめ、**当機構の承認を受ける**必要がある。

## 2. 収益納付：交付規程 第25条

- 補助事業者に相当の収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。
- 期間は、**補助事業の完了年度の翌年度以降5年間（フェーズ I は8年間）**とする。

## 3. 企業化状況報告書：交付規程 第24条

- 補助事業者に補助事業の**完了年度の翌年度以降5年間（フェーズ I は8年間）**、当該補助事業に係る過去 1 年間の企業化状況について、**報告書を提出**させるものとする。  
※別紙2.-(2)- ⑥企業化状況報告書および収益納付 参照

## 4. CO<sub>2</sub>排出削減の取組状況の報告

- 提案技術に関する排出削減効果を**毎年度報告**  
※実用化開発フェーズと実証開発フェーズおよび重点課題推進スキームが対象